

## 馬産地再活性化緊急対策事業業務規程

- 平成21年8月10日付け21地全協畜第39号  
(平成21年8月10日付け21生畜第908号承認)
- 一部改正 平成22年1月7日付け21地全協国補第20号  
(平成22年1月7日付け21生畜第1478号承認)
- 一部改正 平成24年3月13日付け23地全協国補第97号  
(平成24年3月13日付け23生畜第2628号承認)
- 一部改正 平成24年6月5日付け24地全協国補第25号  
(平成24年6月5日付け24生畜第425号承認)
- 一部改正 平成25年3月15日付け24地全協国補第61号  
(平成25年3月15日付け24生畜第2458号承認)
- 一部改正 平成26年3月11日付け25地全協国補第111号  
(平成26年3月11日付け25生畜第2094号承認)
- 一部改正 平成28年3月31日付け27地全協国補第14号  
(平成28年3月31日付け27生畜第2068号承認)
- 一部改正 令和3年3月23日付け令和2地全協国補第10号  
(令和3年3月29日付け2生畜第2362号承認)

### 第1章 共通事項

### 第2章 個別事項

#### 第1節 馬生産経営体質強化普及促進事業

#### 第2節 馬生産高度化リース事業及び馬経営複合化リース事業

#### 第3節 馬生産高度化研修事業及び馬経営複合化研修事業

#### 第4節 馬経営基盤強化資金融通事業

#### 第5節 馬流通活性化事業

### 第1章 共通事項

#### 第1 目的

この業務規程は、馬産地再活性化緊急対策事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生畜第439号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、馬産地再活性化緊急対策事業実施要領（平成21年5月29日21生畜第440号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び馬産地再活性化緊急対策事業補助金交付要綱（平成21年5月29日21生畜第438号農林水産

事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に基づき、地方競馬全国協会(以下「協会」という。)が行う馬産地再活性化緊急対策事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

## 第2 事業の実施

### 1 事業の内容

- (1) 協会は、第2章第1節に定めるところにより、実施要綱第3の1の(1)の馬生産経営体質強化普及促進事業を実施するものとする。
- (2) 協会は、第2章第2節に定めるところにより、実施要綱第3の1の(2)のアの馬生産高度化リース事業及び(3)のアの馬経営複合化リース事業を実施するものとする。
- (3) 協会は、第2章第3節に定めるところにより、実施要綱第3の1の(2)のイの馬生産高度化研修事業及び(3)のイの馬経営複合化研修事業を実施するものとする。
- (4) 協会は、第2章第4節に定めるところにより、実施要綱第3の1の(4)の馬経営基盤強化資金融通事業を実施するものとする。
- (5) 協会は、第2章第5節に定めるところにより、実施要綱第3の2の馬流通活性化事業を実施するものとする。
- (6) 協会は、(1)から(5)までの事業の実施に関し、必要があると認めるときは、各事業の申請者の事業所又は交付の対象となる事業所を対象に実態調査を行うことができるものとする。なお、これらの事業の申請者及び助成金又は奨励金の受給者は、正当な理由がなくこの調査を拒んではならないものとする。

### 2 助成対象経費の範囲

助成対象経費は、本事業に直接必要な別表1の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって支出先、金額等が確認できるものとする。

### 3 交付決定等の届出

協会の理事長(以下「理事長」という。)は、事業を実施するために必要な経費を支弁しようとするとき又は助成対象者に助成金の交付の決定をしようとするときは、あらかじめ、別紙様式1により交付予定の内容について生産局長に届け出るものとする。

## 第3 基金の管理

- 1 協会は、国の補助金を受けて造成した馬産地再活性化基金について、畜産振興勘定で管理する。
- 2 協会は、馬産地再活性化基金の運用から生ずる果実は、当該基金に繰り入れるものとする。

- 3 協会は、助成対象者から助成金の返還を受けたときは、当該返還された助成金を馬産地再活性化基金に繰り入れるものとする。
- 4 協会は、交付要綱に基づいて行った馬産地再活性化基金の経費の配分について、変更しようとする場合は、毎年度5月末までに生産局長に届け出るものとする。

#### 第4 事業の実施状況等の報告

理事長は、実施要綱第7の規定による事業の実施状況等の報告を、別紙様式2により行うものとする。

また、基金の執行状況等の報告を、別紙様式3により、その年度の上半期及び下半期のそれぞれに行うものとする。

#### 第5 関係書類の整備

- 1 別表2の助成対象者等の欄に掲げる者は、それぞれ同表の保存期間の欄に掲げる期間内において、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は伝票類等を整理保管しておかなければならない。
- 2 協会は、必要に応じて、別表2の助成対象者等の欄に掲げる者に対し、事業に係る経理内容を調査し、協会への助成金の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

別表1（第1章第2の2関係）

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	リース機械等購入費	生産者等が導入するリース機械等の購入価格に対する助成金	
	研修促進費	研修への参加を促進するため、研修対象者に支給するための助成金	
	利子補給金	融資機関が融資する馬経営基盤強化資金の利子補給金	
	保証基盤強化費	馬経営基盤強化資金の保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための交付金	
	器具機材・施設整備費	軽種馬取引市場の情報発信に必要な器具機材・施設の整備費	
	奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場馬の情報開示のための取組への奨励金</li> <li>・ 上場馬の資質向上のための取組への奨励金</li> </ul>	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な助成対象者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 助成対象者が雇用した者に対する謝金は認めない。</li> </ul>

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として助成対象者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。</li> <li>・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・助成対象者内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の助成対象者負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

別表 2（第 1 章第 5 関係）

助成対象者等	保存期間
第 2 章第 1 節に規定する基本計画策定者	助成金を受領した会計年度の翌年度から起算して 5 年間
第 2 章第 2 節に規定する生産者等、再貸付者及び認定リース事業者	リース期間の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間
第 2 章第 3 節に規定する研修実施者	助成金を受領した会計年度の翌年度から起算して 5 年間
第 2 章第 4 節に規定する融資機関及び基金協会	利子補給金の交付期間又は保証業務を行う期間が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間
第 2 章第 5 節に規定する流通活性化事業実施者及び奨励金支給対象者	助成金又は奨励金を受領した会計年度の翌年度から起算して 5 年間

別紙様式 1 (第 1 章第 2 の 3 関係)

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

東京都港区麻布台 2 丁目 2 番 1 号  
地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

年度馬産地再活性化緊急対策事業の交付予定先等の届出について

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第 1 章第 2 の 3 の規定に基づき、下記の通り届出する。

記

事業名	助成対象者	事業概要	事業費	負担区分		備考
				協会助成金	その他	
1 馬生産経営体質強化事業						
(1) 馬生産経営体質強化普及促進事業						
ア 事業費						
イ 推進事務費						
(2) 馬生産高度化事業						
ア 馬生産高度化リース事業						
イ 馬生産高度化研修事業						
ウ 推進事務費						
(3) 馬経営複合化事業						
ア 馬経営複合化リース事業						
イ 馬経営複合化研修事業						
ウ 推進事務費						
(4) 馬経営基盤強化資金融通事業						
ア 利子補給金						
イ 保証基盤強化費						
ウ 推進事務費						
2 馬流通活性化事業						
(1) 事業費						
(2) 推進事務費						
合 計						

注：助成対象者からの補助金交付申請書を添付すること。



別紙様式 2 (第 1 章第 4 関係)

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

東京都港区麻布台 2 丁目 2 番 1 号  
地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

下記の通り馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第 1 章第 4 の規定に基づき、  
年度馬産地再活性化緊急対策事業の実施状況を報告する。

記

事業名	事業量	事業費	負担区分		備考
			協会助成金	その他	
1 馬生産経営体質強化事業 (1) 馬生産経営体質強化普及 促進事業 (2) 馬生産高度化事業 (3) 馬経営複合化事業 (4) 馬経営基盤強化資金融通 事業					
2 馬流通活性化事業					
合 計					

注：1 及び 2 の事業毎に、協会助成金の交付先毎の交付額及び事業の概要書を添付するとともに、協会での推進事務費についても同様に作成し添付すること。

別紙様式 3 (第 1 章第 4 関係)

平成 21 年度補正予算において設けられた基金の執行状況等について

基金名：馬産地再活性化基金  
基金設置法人名：地方競馬全国協会

※金額の単位は百万円

A. 基金造成のための国からの交付決定額 (平成 21 年度補正予算)
○

B. ○年度○半期終了時における Aの金額の残高(運用収入を含む)
○(○)

注：括弧( )内は運用収入の繰入分

C. 執行済額

D. 執行済額(Cの金額)の内訳

月	科目	支出目的	金額	支出相手先
○年度○半期合計				
○年度○半期合計				

E. 翌半期の執行見込み

翌半期における執行見込みについて	執行見込み額

F. 運用方法と運用収入実績について

科目	当該運用資産を選択 している理由	金額	
			うち運用収入
預貯金			
短期・長期信託			
有価証券			
国債			
政保債・地方債			
その他社債等			

注：この報告は、上半期及び下半期について各半期の翌月末までに送付すること。

## 第2章 個別事項

### 第1節 馬生産経営体質強化普及促進事業

#### 第1 基本計画策定者

実施要領第2の1の(1)に規定する基本計画策定者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、これらが議決権の過半数を有する株式会社及び基本計画を策定することが可能であると協会が認める団体とする。

#### 第2 事業の内容等

##### 1 事業の内容

馬生産経営体質強化普及促進事業（以下「促進事業」という。）の内容は、基本計画策定者が行う以下の取組とする。

##### (1) 基本計画の策定

実施要綱第3の1の(1)に規定する馬生産経営体質強化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定

##### (2) 経営意向調査の実施

基本計画を策定するために必要となる馬生産者への経営意向調査

##### (3) 馬生産関係者との情報交換会の開催

基本計画を策定するために必要となる馬生産関係者との情報交換会の開催

##### 2 基本計画の内容

基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

##### (1) 基本計画の対象とする地域

##### (2) 基本計画の基本的な考え方

##### (3) 基本計画の目標

##### (4) 基本計画の期間

##### (5) 基本計画に基づく取組の取組方針及び内容

ア 実施要綱第3の1の(2)に規定する馬生産高度化事業への取組方針及び内容

イ 実施要綱第3の1の(3)に規定する馬経営複合化事業への取組方針及び内容

ウ 実施要綱第3の1の(4)に規定する馬経営基盤強化資金融通事業への取組方針及び内容

##### (6) その他馬生産経営の体質強化に必要な事項

##### 3 基本計画の協議等

基本計画策定者は、基本計画を策定したときは、別紙様式1-1により、

都道府県知事と協議のうえ、別紙様式1-2により、理事長に提出するものとする。

基本計画を見直す場合も同様とする。

### 第3 事業の実施手続

#### 1 事業実施計画の作成

(1) 基本計画策定者は、別紙様式1-3により、事業実施計画を作成し、理事長に承認の申請を行うとともに、助成金の交付の申請を行うものとする。

(2) 基本計画策定者は、前項の申請に当たって、当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### 2 事業実施計画の承認等

理事長は、1の規定に基づき、事業実施計画の承認の申請及び助成金の交付の申請があったときは、当該申請を審査の上、適当であると認めるときは、別紙様式1-4により基本計画策定者に対し、当該事業実施計画についての承認及び助成金の交付決定額を通知するものとする。

#### 3 助成金の概算払い

(1) 基本計画策定者は、別紙様式1-5により、事業の進捗に応じ、年度の四半期毎に、助成金の概算払いを請求することができる。

(2) 理事長は、(1)の概算払いの請求があった場合には、その内容を審査の上、適正であると認めた場合には、基本計画策定者に助成金を支払うとともに、支払額を通知するものとする。

#### 4 交付決定の取消し

(1) 理事長は、助成金の交付を受けた基本計画策定者が、促進事業の実施に関して助成金の交付決定の内容に違反したと認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(2) 理事長は、前項の交付決定の取消しをしたときは、速やかにその内容及び理由を基本計画策定者に通知するものとする。

#### 第4 事業の中止又は廃止

基本計画策定者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに協会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、基本計画策定者は、促進事業の遂行が困難となった理由及び促進事業の遂行状況を記載した書類を協会に提出しなければならない。

#### 第5 事業実績の報告等

##### 1 事業実績報告書等の提出

- (1) 基本計画策定者は、基本計画を理事長に提出した日から起算して30日以内に、別紙様式1-6により、事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。
- (2) 第3の1の(2)のただし書により申請書の申請をした基本計画策定者は、事業実績報告書の提出に当たって、第3の1の(2)のただし書に該当する当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第3の1の(2)のただし書により申請書の申請をした基本計画策定者は、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2)の規定により減額した基本計画策定者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式1-7により速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

##### 2 助成金の額の確定

理事長は、1の報告を受けた場合においては、事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る促進事業の実績が、助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、基本計画策定者に通知するものとする。

##### 3 助成金の精算

理事長は、2の助成金の額を確定した際に、第3の3の概算払いにより支払った額が助成金の額を下回る場合は、基本計画策定者に対して、精算払いを行うものとする。

##### 4 助成金の返還

- (1) 理事長は、基本計画策定者が助成金の交付を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合又は基本計画策定者に支払った助成金の額が2の確定額を上回っていたこと等が判明した場合には、基本計画策

定者に対して助成金の速やかな返還を命ずるものとする。この場合において、理事長は、返還の理由、返還額及び返還期日を記載した書面を基本計画策定者に送付しなければならない。

- (2) (1) の助成金の返還を命じられた基本計画策定者は、(1) の期日までに求められた額を協会に返還しなければならない。

別紙様式 1 - 1 (第 2 章第 1 節第 2 の 3 関係)

番 号  
年 月 日

馬生産経営体質強化基本計画の協議について

都道府県知事 殿

所在地  
基本計画策定者名  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日 21 生畜第 440 号生産局長通知）第 2 の 1 の（3）の規定に基づき馬生産経営体質強化基本計画について協議いたしますので、審査方よろしくお願いいたします。

## 別紙様式 1 - 1 の別添

### 馬生産経営体質強化基本計画 (記載例)

#### 1 基本計画の対象とする地域

#### 2 基本計画の基本的な考え方

地域の抱える課題について、本事業を実施することによって、どのように対応し、地域の活性化を図っていくか等について記述。

- ・地域のビジョン（めざす姿）
- ・基本計画の推進体制
- ・現状における地域の課題
- ・課題解決のための本事業の活用方針（馬専門の支援方策、複合化、経営転換の支援方針等）

#### 3 基本計画の目標

（取組の具体的な目標を記述。数値化できるものは数値で記述。）

#### 4 基本計画の期間

本事業の実施期間である平成21年度から23年度までの3年間並びに平成24年度から26年度までの3年間を想定。事業実施後の状況も見通し、例えば5年間の計画とすることも可。

#### 5 基本計画に基づく取組の取組方針及び内容

##### (1) 馬生産高度化事業への取組方針及び内容

馬生産高度化リース事業における馬生産の高度化の具体的内容及び馬生産高度化研修事業における具体的研修内容について記述。

##### (2) 馬経営複合化事業への取組方針及び内容

馬経営複合化リース事業における馬生産と他作目との経営の複合化等の具体的内容及び馬経営複合化研修事業における具体的研修内容について記述。

##### (3) 馬経営基盤強化資金融通事業への取組方針及び内容

（借換対象農家の選定方針等について記述。）

#### 6 その他馬生産経営の体質強化に必要な事項

（馬産地の活性化に向けて、その他必要な事項を記述。）



別紙様式 1 - 2 (第 2 章第 1 節第 2 の 3 関係)

番 号  
年 月 日

馬生産経営体質強化基本計画の提出について

地方競馬全国協会

理事長 ○○○○ 殿

所在地

基本計画策定者名

代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第 2 章第 1 節第 2 の 3 に基づき馬生産  
経営体質強化基本計画について提出いたしますので、ご査収下さい。

別紙様式 1-3 (第2章第1節第3の1の(1)関係)

番 号  
年 月 日

年度馬生産経営体質強化普及促進事業実施計画の提出について

地方競馬全国協会

理事長 ○○○○ 殿

所在地

基本計画策定者名

代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第1節第3の1の(1)に基づき 年度馬生産経営体質強化普及促進事業実施計画の承認及び助成金の交付を申請します。

1 助成金交付申請額

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
馬生産経営体質強化普及促進事業				

注：積算内訳を記載すること。

2 事業実施計画

(1) 事業の目的

--

(2) 事業の内容

ア 基本計画の策定（検討会の開催）

回数	開催時期	場所	参集人数	会議の内容
回	年 月		人	

イ 経営意向調査の実施

項目	時期	対象	方 法

ウ 馬生産関係者との情報交換会の開催

回数	開催時期	場所	参集人数	会議の内容
回	年 月		人	

(3) 馬生産経営体質強化基本計画の策定（見直し）までのスケジュール

3 事業完了予定

〇〇年〇月〇日

別紙様式 1 - 4 (第 2 章第 1 節第 3 の 2 関係)

番 号  
年 月 日

基本計画策定者の長 殿

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

○年度馬生産経営体質強化普及促進事業に係る事業実施計画の承認等について

○年○月○日付け●●第●●号をもって申請のあった ○年度馬生産経営体質強化普及促進事業に係る事業実施計画申請については、これを承認し、下記のとおり助成金○○○円を交付することにしたので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第 2 章第 1 節第 3 の 2 の規定により通知します。

記

項 目	助成金の交付額	備 考
馬生産経営体質強化普及促進事業	円	

別紙様式 1-5 (第 2 章第 1 節第 3 の 3 の (1) 関係)

○年度第○四半期馬生産経営体質強化普及促進事業助成金概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
基本計画策定者名  
代表者

○年○月○日付け○号をもって、事業実施計画の承認及び交付金の交付決定の通知のあった事業について、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第 2 章第 1 節第 3 の 3 の (1) の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	○年度 総事業費  (円)	助成金交付 通知額  (円) (a)	既受領額 (円) (b)		今回請求額 (円) (c)		残 額 (a) - ((b) + (c))		備 考
			金 額	出来高	金 額	○月○ 日まで 予定出 来高	金 額	○月○ 日まで 予定出 来高	
馬生産経営体質強化普及促 進事業									

事業完了予定： ○○年○月○○日

別紙様式 1-6 (第2章第1節第5の1の(1)関係)

○年度馬生産経営体質強化普及促進事業実績報告書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
基本計画策定者名  
代表者

○年度馬生産経営体質強化普及促進事業に係る実績報告書を作成したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第1節第5の1の(1)の規定により、下記のとおり報告します。

なお、  
既に交付を受けた助成金○○○円との差額○○○円の支払を請求します。  
既に交付を受けた助成金○○○円との差額○○○円については、  
●●の指示により、速やかに返還します。

記

1 助成金実績額

区 分	事業実績額	既助成金 交付額	精算払請求額 又は返還額※	備考
馬生産経営体質強化普及促進事業	円	円	円	

※助成金の概算払請求又は返還がある場合に記載。

2 事業実績

別記のとおり。

注：別紙様式 1-3 の 2 に準じて作成すること。

3 事業完了

○○年○月○日

4 添付資料

別紙様式 1-7 (第2章第1節第5の1の(3)関係)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
基本計画策定者名  
代表者

○年○月○日付け○号をもって、助成金の交付額の通知のあった事業について、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第1節第5の1の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節<br>第5の2の助成金の額の確定額<br>( ○年○月○日付け○第○号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 | 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                                     | 金 | 円 |
| 4 | 助成金返還相当額 (3-2)  | 金 | 円 |

※ 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。



## 第2節 馬生産高度化リース事業及び馬経営複合化リース事業

### 第1 事業の内容等

#### 1 事業の内容

協会は、実施要綱第3の1の(2)のアに規定する生産者等又は2の(3)の転貸者が、馬生産の分業化、共同化など経営改善に向けた生産方法の改善(以下「馬生産の高度化」という。)又は馬生産と他作目生産との経営の複合化若しくは馬生産からの転換(以下「馬経営の複合化等」という。)を行うために必要な機械及び施設(以下「機械等」という。)を、2の(1)のリース事業者から借り受ける場合、機械等の購入価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の3分の1を助成するものとする。

#### 2 事業の対象者

- (1) 馬生産高度化リース事業及び馬経営複合化リース事業(以下「リース事業」という。)の助成対象者は、生産者等が導入する機械等をリースするリース事業者とする。
- (2) この節において、生産者等は、馬生産を行う農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農業生産法人、新たに馬を生産しようとする青年等並びに第2の1の(2)の規定に基づきリース機械等導入計画の申請が行われた日からおおむね過去3年以内に馬の生産を行っていた者(以下「特定生産者」という。)とする。
- (3) 実施要領第2の2のリース事業者からリースされた機械等(以下「リース機械等」という。)を生産者等に転貸することができる者(以下「転貸者」という。)は、農業協同組合(以下「農協」という。)及び農業協同組合連合会並びに市町村を構成員の一部とする団体とする。

#### 3 リース機械等の範囲

リース機械等の範囲は、別表2-1に掲げるものであって次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 一般に市販されているものであって、試験研究的なものではないこと。
- (2) 賃貸借の開始の時に於いて、その法定耐用年数から経過年数を控除した年数が2年以上であるものに限るものとし、その他の事項については、理事長が別に定める。

### 第2 事業の実施

#### 1 リース機械等導入計画の作成

- (1) 生産者等(転貸者からリース機械等を借り受ける者を除く。)又は転貸者(以下「借受者」と総称する。)は、市町村、地域農業改良普及センター、農協等の指導及び助言を得て、リース機械等の種類及び価格、リース契約を締結するリース事業者等を内容とする別紙様式2-1のリース機械等導入計画(以下「導入計画」という。)を作成するものとする。
- (2) 借受者は、リース事業者と共同して、導入計画に以下の添付書類を付して理事長の承認を申請するとともに助成金の交付を申請するものとする。

- ア リース機械等を導入する生産者等の経営規模、経営収支及び経営内容がわかる書類
- イ 導入を計画しているリース機械等の見積書の写し及び当該リース機械等と同等の能力・規模等を有する機械等で他の販売業者が販売するものを見積書の写し
- ウ 導入を計画しているリース機械等のカタログ又は設計図面（販売業者により原本証明されたもの）
- エ 生産者等が法人の場合にあっては、定款又は業務方法書
- オ 生産者等が特定生産者の場合にあっては、馬の生産を行っていたことを証する書類
- カ 導入を計画しているリース機械等が生産者等の馬生産の高度化又は馬経営の複合化等のために果たす効果、馬生産の高度化又は馬経営の複合化等に必要となる能力・規模等からの機械等の選定理由及び第2章第2節第1の3の別表2-1に掲げる特に必要と認められる機械等に該当するものとして導入を計画している場合にあってはその理由
- キ リース事業者の概要（別紙様式2-2）
- ク リース予定期間及びリース料

## 2 リース機械等導入計画の審査

- (1) 協会は、導入計画を受理したときは、実施要領第2の2の(1)のイの(ア)に規定するリース機械等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、当該導入計画を審査するものとする。
- (2) 審査委員会は、次に掲げる基準に適合しているかどうか審査しなければならない。
  - ア 生産者等、転貸者及びリース事業者が第1の2の事業の対象者の要件を満たしていること。
  - イ 導入を計画しているリース機械等が、別表2-1に掲げるものに該当し、かつ、当該地域の基本計画の内容に沿ったものであること。
  - ウ 導入を計画しているリース機械等が、生産者等の馬生産の高度化又は馬経営の複合化等に必要なものであり、かつ、生産者等の経営規模等からみて適切な能力・規模等であると認められること。
  - エ その他審査委員会が地域の特性に応じて定める審査基準に適合していること。
- (3) 審査委員会は、審査の結果を理事長に報告するものとする。
- (4) 理事長は、審査の結果を踏まえ、導入計画が適当であると認めるときは、これを承認するとともに、助成金の交付決定を行い助成金の額を借受者及びリース事業者に通知するものとする。導入計画が不適当であると認めるときは、その旨、借受者、リース事業者及び審査委員会に通知するものとする。

## 3 助成金の交付

- (1) 借受者は、承認を受けた導入計画に基づき、リース事業者とリース契約を締結するものとする。

なお、リース機械等の貸付期間については、法定耐用年数を基本とする。ただし、中古品にあつては、その賃貸借の開始の時に於いて、その法定耐用年数から経過年数を控除した年数を基本とする。

- (2) リース事業者は、理事長に対し、リース契約書の写しを付して助成金を請求するものとする（別紙様式2-3）。
- (3) 理事長は、請求の内容が妥当と認められるときは、遅滞なく助成金をリース事業者に交付するものとする。

#### 4 実績の報告

- (1) 借受者は、納入されたリース機械等の検収を完了したときは、リース事業者に物件借受証を提出するものとする。
- (2) リース事業者は、借受者から物件借受証の提出を受けたときは、速やかに別紙様式2-4の実績報告書を理事長に提出するものとする。

### 第3 助成金の返還

理事長は、生産者等、転貸者又はリース事業者のいずれかが、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、助成金の交付を中止するか又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 1 実施要綱、実施要領又は本業務規程に定める規定に違反したとき。
- 2 リース機械等がこの事業の目的以外の用途に使用されているとき。
- 3 生産者等がリース機械等を第三者に転貸し又は譲渡したとき。
- 4 リース機械等が質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供されたとき。
- 5 リース契約を解約又は解除したとき。
- 6 経営を中止したとき。
- 7 リース物件が消滅又は消失したとき。

### 第4 報告及び調査

理事長は、生産者等、転貸者及びリース事業者に対し、交付された助成金の使途状況、リース機械等の導入状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

(別表 2-1) リース機械等の範囲 (第 2 章第 2 節第 1 の 3 関係)

区 分	種 類	内 容 (対象機械等)
1 馬生産の高度化のための機械等	① 馬の生産に必要な機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易分娩馬房、簡易馬繫留施設、プレハブ看視舎、馬洗場、簡易放牧柵、子馬用簡易パドック、送風機、換気扇</li> </ul>
	② 馬の育成に必要な機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円形仮設調教場 (ロンジングレーン)、簡易馬繫留施設、プレハブ看視舎、馬洗場、ウォーキングマシン、馬体重計、練習用自動発馬機、調教タイム自動計測装置、除雪機、放牧地管理機、パドッククリーナー</li> </ul>
	③ 飼料生産に必要な機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易草地更新機、エアレーター、マニユアスプレッダ、ブロードキャスタ、モアコンディショナ、モア、テッダ、レーキ、ヘイベアラ、ホイルローダ、草地管理機</li> </ul>
	④ 特に必要と認められる機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が掲げる目標の達成のために特に必要と認められる機械等</li> </ul>
2 馬経営の複合化等のための機械等	① 家畜の飼養管理に必要な機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易畜舎、パドック、簡易たい肥舎、簡易尿溜め等浄化設備、簡易乾草舎、換気扇、送風機、飼料攪拌機 (ミキサー)、動力噴霧器、簡易畜舎消毒設備、ウォーターカップ、ホイルローダ、簡易草地更新機、エアレーター、マニユアスプレッダ、ブロードキャスタ、プランター、モアコンディショナ、モア、テッダ、レーキ、ヘイベアラ、ホイルローダ、牧草運搬車、草地管理機、バキュームカー (散布可能なもの)</li> </ul>
	② 農作物の生産に必要な機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易野菜保管庫、簡易温室 (ビニールハウス)、散水装置、防除機、野菜自動植付機、野菜自動移植機、野菜収穫機、野菜運搬作業車、野菜洗浄機、マニユアスプレッダ、ブロードキャスタ、ロータリ、プランター、ブームスプレーヤー</li> </ul>
	③ 特に必要と認められる機械等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が掲げる目標の達成のために特に必要と認められる機械等</li> </ul>



## 別添

### I 農業経営計画

- 1 現状
- 2 今後の経営改善計画（経営形態の方向）
- 3 機械等の作業体系（既存機械等と導入機械等がわかるように記述すること。）

### II Iの計画を達成するために必要となる機械等

今後の経営形態の別(高度化,複合化,転換)	リース機械等の名称	リース機械等の型式、規模等	員数	リース機械等の購入価格(買価) 円 (税込 円)	リース機械等の物件価格の1/3の額 円	備考
合計						

注) リース機械等が別表2-1のリース機械等の範囲の種類「特に必要と認められる機械等」に該当する場合には、備考には「特認」と明記する。

### III 添付資料

- 1 リース機械等を導入する生産者等の経営規模、経営収支及び経営内容がわかる書類
- 2 導入を計画しているリース機械等の見積書の写し及び当該リース機械等と同等の能力・規模等を有する機械等で他の販売業者が販売するもの見積書の写し
- 3 導入を計画しているリース機械等のカタログ又は設計図面（販売業者により原本証明されたもの）
- 4 生産者等が法人の場合にあつては、定款又は業務方法書
- 5 生産者等が特定生産者の場合にあつては、馬の生産を行っていたことを証する書類
- 6 導入を計画しているリース機械等が生産者等の馬生産の高度化又は馬経営の複合化等のために果たす効果、馬生産の高度化又は馬経営の複合化等に必要となる能力・規模等からの機械等の選定理由及び第2章第2節第1の3の別表2-1に掲げる特に必要と認められる機械等に該当するものとして導入を計画している場合にあつてはその理由
- 7 リース事業者の概要（別紙様式2-2）
- 8 リース予定期間及びリース料



別紙様式 2-3 (第2章第2節第2の3の(2)関係)

〇〇年度 { 馬生産高度化リース事業 } 助成金請求書  
          { 馬経営複合化リース事業 }

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 〇〇〇〇 殿

所在地  
リース事業者

▲年▲月▲日付け▲号をもって、リース機械等導入計画書の承認及び助成金の交付決定の通知があった事業について、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第2節第2の3の(2)の規定により、リース料助成金〇〇〇円の支払いを請求する。

添付資料：借受者とリース事業者とのリース契約書の写し

(注) 事業名については、該当する事業名を記入。



別紙様式 2-4 (第2章第2節第2の4の(2)関係)

年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
リース事業者

○○年度 { 馬生産高度化リース事業 } 実績報告書の提出について  
          { 馬経営複合化リース事業 }

平成○○年度馬生産高度化（又は馬経営複合化）リース事業のリース料の助成について、下記のとおりリース契約が完了したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第2節第2の4の(2)の規定により、その実績を報告する。

記

1 リース事業実績額

経営形態の別(高度化、複合化、経営転換)	リース機械等の名称	リース機械等の型式、規模等	員数	リース機械等の購入価格(買価)	リース物件価格の1/3の額	備考
				円	円	
合計						

2 添付書類

- (1) 借受者とリース事業者とのリース契約書の写し
- (2) リース機械等の物件借受証の写し

(注) 事業名については、該当する事業名を記入。

### 第3節 馬生産高度化研修事業及び馬経営複合化研修事業

#### 第1 研修実施者

実施要領第2の2の(2)のアに規定する研修実施者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、これらが議決権の過半数を有する株式会社及び次に掲げるいずれかの要件を満たす者（以下「研修実施者」という。）とする。

- 1 当該地域での馬の生産を行う者が組織する団体又は当該地域を所管する市町村を構成員の一部とする団体
- 2 基本計画策定者

#### 第2 研修対象者

研修実施者は、馬生産を行う農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農業生産法人、新たに馬を生産しようとする青年等並びに第5の1の(1)の規定に基づき研修実施者が研修実施計画申請書の承認を申請した日からおおむね過去3年以内に馬の生産を行っていた者（以下「研修対象者」という。）を対象に次の第3の1の(2)の経営指導及び2の技術研修を行うものとする。

#### 第3 事業内容

##### 1 経営指導体制の整備

###### (1) 相談窓口の設置

研修実施者は、研修参加希望者からの馬生産の高度化又は馬経営の複合化等に関する問い合わせ、経営方針に関する相談等への対応及び研修対象者への経営改善の助言を行うための相談窓口の設置並びに当該相談窓口の活用の促進を図るための啓発活動、馬生産高度化研修事業及び馬経営複合化研修事業（以下「研修事業」という。）の実施の周知等を行うものとする。

###### (2) 経営指導の実施

研修実施者は、研修対象者を対象として、馬生産の高度化又は馬経営の複合化等に関する次に掲げる指導を行うことができるものとする。

###### ア 事前指導

研修対象者の経営の現状分析に基づく経営改善方向の検討及び経営改善方策に関する助言を行うための巡回指導。

###### イ 事後指導

2の(1)又は(2)の技術研修の課程を修了した研修対象者に対する、馬生産の高度化又は馬経営の複合化等の実践状況を踏まえた指導・助言及び経営改善後のフォローアップのための巡回指導。

## 2 技術研修の実施

研修実施者は、研修対象者を対象として、馬生産の高度化又は馬生産の複合化等に関する次に掲げる技術研修を行うものとする。

### (1) 馬生産の高度化

研修実施者は、馬生産の高度化に関する技術及び機械等の共同利用マネージメント手法等の習得のための学科研修、馬生産の高度化に資する飼養管理技術等の習得のための実技研修を行うものとする。

### (2) 馬経営の複合化等

研修実施者は、馬経営の複合化等に関する他作目栽培技術及び他作目経営のマネージメント手法の習得のための学科研修及び他作目栽培における先進的な経営を行っている者における栽培技術や病虫害防除技術等の習得のための実技研修を行うものとする。

### (3) 研修修了証の交付

研修実施者は、(1)又は(2)の技術研修の課程を修了した研修対象者に対し、研修修了証を交付するものとする。

## 第4 研修事業の実施要件

### 1 基本計画に基づく研修事業の実施

研修実施者は、第1節の事業により策定された基本計画に基づき、研修事業を実施するものとする。

### 2 指導員又は講師の委嘱

研修実施者は、外部の専門知識及び経験を有する者（以下「外部有識者」という。）に対し、第3の1の(2)の経営指導の指導員（以下「指導員」という。）又は2の(1)又は(2)の技術研修の講師（以下「講師」という。）を委嘱することができるものとする。

研修実施者は、外部有識者に指導員又は講師を委嘱する場合は、外部有識者との間で外部有識者に支払う謝金及び旅費、委嘱期間等を定めた委嘱契約を締結するものとする。

### 3 研修促進費

#### (1) 研修促進費の支給

研修実施者は、第3の2の技術研修の課程を修了し、第3の2の(3)の研修修了証の交付を受けた研修対象者に対し、研修促進費を支給するものとする。

#### (2) 研修促進費の算定

研修促進費の支給額（一日当たり定額）は、研修実施者の給与規程に基づく賃金（研修実施者が臨時的に雇用する者に支払う一日当たりの労賃）に2分の1を乗じて得た額に、旅費規程に基づく日帰りの旅費（鉄

道運賃等)を加えた額を上限として算定するものとする。

なお、研修促進費の支給対象日は、5時間以上、技術研修を行った日とする。

## 第5 事業の実施手続

### 1 研修実施計画申請書の作成

(1) 研修実施者は、当該年度に予定する研修の時期、内容、対象人員及び実施方法等を内容とする研修実施計画申請書(以下「申請書」という。)を別紙様式3-1により作成し、理事長の承認を申請するとともに、助成金の交付を申請するものとする。

(2) 研修実施者は、前項の申請書の提出に当たって、当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

### 2 研修実施計画申請の承認

理事長は、1の規定に基づき、申請書の提出があったときは、当該申請書を審査の上、適当であると認めるときは、別紙様式3-2により研修実施者に対し、当該申請書の事業計画等についての承認及び助成金の交付決定額を通知するものとする。

### 3 研修実施計画申請の変更

研修実施者は、理事長から2の通知を受けた後、当該年度に予定する研修事業の対象人員の追加等により事業量が増加する場合は、速やかに理事長に対して、別紙様式3-3により、研修実施計画変更申請書を提出し、その承認を受けるものとする。

### 4 研修実施計画承認の取消し

(1) 理事長は、助成金の交付を受けた研修実施者が、助成金の他の用途への使用その他事業に関して助成金の交付決定の内容に違反したと認めるときは、申請書の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(2) 理事長は、(1)の申請書の承認の取消しをしたときは、速やかにその内容及び理由を研修実施者に通知するものとする。

### 5 助成金の概算払い

(1) 研修実施者は、別紙様式3-4により、事業の進捗に応じ、年度の四

半期毎に、当該四半期に支出が見込まれる事業費のうち助成対象経費について概算払いを請求することができる。

- (2) 理事長は、(1)の概算払いの請求があった場合には、その内容を審査の上、適正であると認めた場合には、研修実施者に対し支払額を通知するとともに、助成金を支払うものとする。

## 第6 事業の中止又は廃止

研修実施者は、研修事業の遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、研修実施者は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を協会に提出するものとする。

## 第7 事業実績の報告等

### 1 事業実績報告書等の提出

- (1) 研修実施者は、毎年度終了後30日以内に、別紙様式3-5により、事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、単年度で終了しない場合にあっては、当該事業が終了した日から起算して30日以内に提出するものとする。
- (2) 第5の1の(2)のただし書により申請書の申請をした研修実施者は、事業実績報告書の提出に当たって、第5の1の(2)のただし書に該当する当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第5の1の(2)のただし書により申請書の申請をした研修実施者は、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2)の規定により減額した研修実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式3-6により速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第5の2の確定の通知があった日の翌年6月30日までに、別紙様式3-6により理事長に報告しなければならない。

### 2 助成金の額の確定

理事長は、1の報告を受けた場合においては、事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る研修事業の実績が、助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調

査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、研修実施者に通知するものとする。

### 3 助成金の精算

理事長は、2の助成金の額を確定した際に、第5の5の概算払いにより支払った額が助成金の確定額を下回る場合は、研修実施者に対して、精算払を行うものとする。

### 4 助成金の返還

- (1) 理事長は、研修実施者が助成金の交付を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合又は研修実施者に支払った助成金の額が2の確定額を上回っていたこと等が判明した場合には、研修実施者に対して、速やかに助成金の返還を命ずるものとする。この場合において、理事長は、返還の理由、返還額及び返還期日を記載した書面を研修実施者に通知しなければならない。
- (2) (1)の助成金の返還を命じられた研修実施者は、(1)の期日までに求められた額を返還しなければならない。

## 第8 事業の委託

研修実施者は、本事業の実施に当たり、第3の2の技術研修の一部を他の者に委託することができるものとする。

別紙様式3-1 (第2章第3節第5の1の(1)関係)

○年度 { 馬生産高度化研修事業 } 研修実施計画の承認申請  
 { 馬経営複合化研修事業 }  
 及び助成金の交付申請について

番 号  
 年 月 日

地方競馬全国協会  
 理事長 ○○○○ 殿

所在地  
 研修実施者名  
 代表者

○年度馬生産高度化研修事業及び馬経営複合化研修事業に係る研修実施計画申請書を作成したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第3節第5の1の規定により、下記のとおり助成金の交付及び研修実施計画の承認を申請します。

記

1 助成金交付申請額 (又は助成金変更交付申請額)

区 分	助成金交付申請額 (又は助成金変更交付申請額)	事業完了予定	備考
(1)馬生産高度化研修事業	円		
① ○○分業化研修事業	円	○年○月○日	
② ○○共同化研修事業	円	○年○月○日	
③ ○○高度化研修事業	円	○年○月○日	
(2)馬経営複合化研修事業	円		
① ○○複合化研修事業	円	○年○月○日	
② ○○転換研修事業	円	○年○月○日	
合 計	円		

(注) 1 「区分」の欄の事業名については、該当する事業名を記入。

2 「区分」の欄の「○○」については、馬生産高度化研修事業にあつては、馬生産の高度化を図る事項、馬経営複合化研修事業にあつては、馬経営の複合化又は転換を図る作目名を記入。

2 研修実施計画

別記のとおり。

別記（別紙様式3-1関係）

研修実施計画

第1 事業目的及び事業計画（又は事業目的及び事業実績）

1 共通事項

(1) 相談窓口の設置等

ア 相談窓口の設置場所

.....

イ 相談窓口の活用促進方法

.....

2 馬生産高度化研修事業

(1) ○○分業化研修事業

ア 事業目的

.....

イ 事業計画（又は事業実績）

(ア) ○○分業化研修事業の概要

生産方式の改善内容（※）	対象者数	実施する(又は実施した)研修内容			
		経営指導		技術研修	
		事前指導	事後指導	学科研修	実技研修
	人				

(注) 1 「実施する研修内容」の欄には、実施する場合は「○」、実施しない場合は「×」を記入。

2 (※) : 馬経営複合化研修事業にあつては、「他作目名」を記入。

(イ) 経営指導

i 経営指導内容

区分	経営指導内容
事前指導	
事後指導	



ii 対象者数及び巡回指導回数

区分	対象者数	経営指導						巡回指導 実施回数 合計 (c)+(c')	備考
		事前指導			事後指導				
		対象人数 (a)	巡回指導		対象人数 (a')	巡回指導			
			実施回数 (b)	計(c) (a)×(b)		実施回数 (b')	計(c') (a')×(b')		
合計	人	人	回	回	人	回	回		

iii 実施期間

経営指導実施期間		備考
事前指導	事後指導	
○年○月○日～ ○年○月○日	○年○月○日～ ○年○月○日	

(ウ) 技術研修

i 学科研修

① 習得させる(又は習得させた)知識の内容

習得させる(又は習得させた)知識の内容

(注) 国外で技術研修を実施する場合は、「習得させる知識の内容」の欄に国外技術研修を行う(又は行った)目的及び必要性も含めて記入。

② 対象者数及び研修日程

対象者数	日程 時間割	講義内容		
		1日目		
人	○:○~○:○			
	開催場所			

③ 実施期間

学科研修実施期間	備考
○年○月○日～ ○年○月○日 (開催日数: 日)	

ii 実技研修

① 習得させる（又は習得させた）技術の内容

習得させる(又は習得させた)技術の内容

(注) 国外で技術研修を実施する場合は、「習得させる知識の内容」の欄に国外技術研修を行う（又は行った）目的及び必要性も含めて記入。

② 対象者数及び研修日程

対象者数	日程 時間割	講義内容		
		1 日目	2 日目	3 日目
人	○：○～○：○			
	開催場所			

③ 実施期間

学科研修実施期間	備考
○年○月○日～ ○年○月○日（開催日数： 日）	

(エ) 研修促進費（実績報告のみ記載）

対象者数 (a)	技術研修開催日数			研修促進費単価 (円/日) (e)	研修促進費支払額 (a)×(d)×(e)	備考
	学科研修 (b)	実技研修 (c)	合計(d) (b)+(c)			
人	日	日	日		円	

(2) ○○共同化研修事業

※ (1) に準じて記入

(3) ○○高度化研修事業

※ (1) に準じて記入

### 3 馬経営複合化研修事業

(1) ○○複合化研修事業

※ 2の(1)に準じて記入

(2) ○○転換研修事業

※ 2の(1)に準じて記入

### 4 研修促進費の算定(計画申請のみ記載)

【給与規程に基づく賃金】

 円

× 1/2 +

【旅費規程に基づく日帰り旅費】

 円

=

【研修促進費/日】

 円

※ 算定の基礎となる賃金単価、日帰り旅費単価に係る組織規程(無い場合は地域の標準的な指数)の関係箇所を写しを添付。

## 第2 事業費の積算根拠(又は事業費の実績)

### 1 馬生産高度化研修事業

#### (1)〇〇分業化研修事業

項目	員数	単価	事業費	負担区分		備考
				助成金	その他	
(記入例)		円	円	円	円	
1. 経営指導体制の整備						
(1)経営窓口の設置						
ア 普及啓発活動						
(2)経営指導の実施						
ア 事前指導						
i 指導員謝金、ii 指導員旅費、 iii 通信運搬費、iv 消耗品費 等						
イ 事後指導						
2. 技術研修の実施						
(1)学科研修						
i 講師謝金、ii 講師旅費、 iii 会場借料、iv 消耗品費 等						
(2)実技研修						
i 講師謝金、ii 講師旅費、 iii 協力謝金、iv 消耗品費 等						
(3)研修促進費						
計						

- (注) 1 馬生産高度化研修事業にあつては、国外で技術研修を実施する場合の研修実施者、研修対象者の渡航費(国内の旅費・宿泊費等を含む。)、渡航先での滞在費・移動費は助成対象としない。
- 2 「備考欄」には、算定根拠及び仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「助税額〇〇円 うち助成金〇〇円」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載。

#### (2)〇〇共同化研修事業

※(1)に準じて作成。

#### (3)〇〇高度化研修事業

※(1)に準じて作成。

### 2 馬経営複合化研修事業

#### (1)〇〇複合化研修事業

※1の(1)に準じて作成。

#### (2)〇〇転換研修事業

※1の(1)に準じて作成。

### 3 総事業費

区 分	事業費	負担区分		備考
		助成金	その他	
(1)馬生産高度化研修事業	円	円	円	
ア 〇〇分業化研修事業				
イ 〇〇共同化研修事業				
ウ 〇〇高度化化研修事業				
(2)馬経営複合化研修事業				
ア 〇〇複合化研修事業				
イ 〇〇転換研修事業				
合 計				

(注) 「区分」の欄の事業名は、該当する事業名を記入。

### 第3 技術研修の一部委託

(1) 事業名：

(2) 委託する（又は委託した）事業内容

(3) 委託する（又は委託した）特別な理由

(4) 委託する（又は委託した）助成額が総事業費に占める割合

区 分	員数	単価	金額	備考
		円	円	
計 ①				
総事業費 ②				
委託割合 (②/①)			%	

(5) 委託先の選定方法

- ・ 競争入札・企画コンペ
- ・ 上記類似の競争性をもって選定する（又は選定した）方法  
※ 選定する（又は選定した）方法を記載。
- ・ 随意契約  
※ 委託先の概要及び随意契約とする（又は随意契約とした）特別な理由を記載。

別紙様式 3-2 (第2章第3節第5の2の関係)

番 号  
年 月 日

研修実施者の長 殿

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

○年度馬生産高度化研修事業及び馬経営複合化研修事業に係る研修実施計画の承認及び助成金の交付決定について

○年○月○日付け●●第●●号をもって申請のあった ○年度馬生産高度化研修事業及び馬経営複合化研修事業に係る研修実施計画申請については、これを承認し、下記のとおり助成金の交付を決定したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第3節第5の2の規定により通知します。

記

項 目	助成金の交付額	備 考
(1)馬生産高度化研修事業	円	
① ○○分業化研修事業	円	
② ○○共同化研修事業	円	
③ ○○高度化研修事業	円	
(2)馬経営複合化研修事業	円	
① ○○複合化研修事業	円	
② ○○転換研修事業	円	
合 計	円	

(注) 「区分」の欄の事業名については、該当する事業名を記入。

別紙様式 3-3 (第2章第3節第5の3の関係)

○年度 { 馬生産高度化研修事業 }  
          { 馬経営複合化研修事業 } 研修実施計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
研修実施者名  
代表者

○年○月○日付け○号をもって、研修実施計画の承認及び助成金の交付決定の通知のあった馬生産高度化研修事業の○○分業化研修事業（又は馬経営複合化研修事業の○○複合化研修事業）について、下記のとおり変更したいので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第3節第5の3の規定により、申請します。

記

(注) 1 記の記載様式は、別紙様式3-1に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業目的」を「変更理由」と置き換え、研修実施計画の承認及び助成金の交付決定の通知の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

2 事業名については、該当する事業名を記入。





記

区 分	〇年度 総事業費 (円)	助成金交付 決定額 (円) (a)	既受領額 (円) (b)		今回請求額 (円) (c)		残 額 (a)-(b)+(c)		事業完了予定
			金 額	出来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	
(1)馬生産高度化研修事業 ① 〇〇分業化研修事業 ② 〇〇共同化研修事業 ③ 〇〇高度化研修事業									〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日
(2)馬経営複合化研修事業 ① 〇〇複合化研修事業 ② 〇〇転換研修事業									〇年〇月〇日 〇年〇月〇日
合 計									

(注) 「区分」の欄の事業名については、該当する事業名を記入。

別紙様式 3-5 (第2章第3節第7の1の(1)関係)

○年度 { 馬生産高度化研修事業 } 実績報告書  
 { 馬経営複合化研修事業 }

番 号  
 年 月 日

地方競馬全国協会  
 理事長 ○○○○ 殿

所在地  
 研修実施者名  
 代表者

○○年度馬生産高度化研修事業の○○分業化研修事業（又は馬経営複合化研修事業の○○複合化研修事業）に係る実績報告書を作成したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第3節第7の1の(1)の規定により、下記のとおり報告します。

なお、{ 既に交付を受けた助成金○○○円との差額○○○円の支払を請求します。  
 既に交付を受けた助成金○○○円との差額○○○円については、貴協会の指示により、速やかに返還します。 }

記

1 助成金実績額

区 分	事業実績額	既助成金 交付額	精算払請求額 又は 返還額※	事業完了
(1)馬生産高度化研修事業	円	円	円	
① ○○分業化研修事業	円	円	円	○年○月○日
② ○○共同化研修事業	円	円	円	○年○月○日
③ ○○高度化研修事業	円	円	円	○年○月○日
(2)馬経営複合化研修事業	円	円	円	
① ○○複合化研修事業	円	円	円	○年○月○日
② ○○転換研修事業	円	円	円	○年○月○日
合 計	円	円	円	

- (注) 1 「区分」の欄の事業名については、該当する事業名を記入。  
 2 ※：助成金の概算払請求又は返還がある場合に記入。

## 2 研修実績等

別記のとおり。

(注) 別記の記載様式は、別紙様式3-1の別記に準ずるものとする。

なお、研修実施計画の承認及び助成金の交付決定の通知の内容と変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

## 3 添付資料

- (1) 別記様式1の経営指導実施野帳の写し。
- (2) 別記様式2の技術研修実施野帳の写し。
- (3) 技術研修の課程を修了した研修対象者の研修修了証の写し。
- (4) 指導員又は講師を外部有識者に委嘱した場合における委嘱契約書の写し。
- (5) 馬生産高度化研修事業又は馬経営複合化研修事業における先進的な経営を行っている者との実技研修の実施に係る契約書の写し。
- (6) 馬生産高度化研修事業又は馬経営複合化研修事業における学科研修又は実技研修に用いた研修日程表（開催日、講義内容、講義ごとの時間割、開催場所を含む。）の写し。



別記様式 2

○年度 馬生産高度化研修事業の○○分業化（又は共同化、高度化）研修事業 技術研修実施野帳  
 （又は馬経営複合化研修事業の○○複合化（又は転換）研修事業）

講師名			担当分野											
対象者氏名	学科研修						実技指導							
	1回目				○回目			1回目				○回目		
	年月日	対象者	講師		年月日	対象者	講師	年月日	対象者	講師		年月日	対象者	講師
	○/○	印	印											

(注) 指導員又は講師が複数の場合は、各指導員等が担当した分野を記入。

別紙様式 3-6 (第2章第3節第7の1の(3)関係)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
研修実施者名  
代表者

○年○月○日付け○号をもって、助成金の交付額の通知のあった馬生産高度化研修事業の○○分業化研修事業（又は馬経営複合化研修事業の○○複合化研修事業）について、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第3節第7の1の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第3節第7の2の助成金の額の確定額<br>( ○年○月○日付け○第○号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 | 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                                 | 金 | 円 |
| 4 | 助成金返還相当額(3-2)   | 金 | 円 |
| 5 | 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載<br>[ ]                     |   |   |
| 6 | 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載<br>[ ]                           |   |   |

※ 馬生産高度化研修事業、馬経営複合化研修事業ごとの内訳資料、その他参考となる資料を添付。

## 第4節 馬経営基盤強化資金融通事業

### 第1 馬経営基盤強化資金の要件

#### 1 借換対象資金

馬経営基盤強化資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金（以下「借換対象資金」という。）は、第2の貸付対象者が借り入れた国の制度資金及び融資機関が融通した馬経営に係る資金のうち、償還が困難であるものをいう。ただし、馬経営基盤強化資金及び地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成17年3月24日付け16地全協畜第128号）に基づいて融資された資金を除く。

#### 2 貸付期間

馬経営基盤強化資金の貸付けは、平成21年度から平成26年度までの間において実施するものとする。

#### 3 貸付条件

##### (1) 貸付限度額

馬経営基盤強化資金の貸付限度額は、第4の4の(7)又は5の(5)の規定により理事長が承認した経営改善計画（実施要綱別表の事業名の欄の1の(4)の馬経営基盤強化資金融通事業の助成要件の欄のaに規定する経営改善計画をいう。以下同じ。）に定める借入計画額とする。

##### (2) 償還期限及び据置期間

馬経営基盤強化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は15年以内、据置期間は3年以内とする。

ただし、次に掲げるすべての要件に該当する場合は、償還期限は25年以内、据置期間は5年以内とすることができる。

ア 借換対象資金の額が著しく多いこと。

イ 償還条件緩和措置後の年償還額が著しく多く、償還期限を15年とした場合には経営改善計画の達成が極めて困難と認められること。

ウ 遊休資産の処分等により経営の改善が見込まれること。

##### (3) 償還方法

馬経営基盤強化資金の償還方法は、元金均等とする。

##### (4) 貸付利率

馬経営基盤強化資金の貸付利率は、「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2の4の(4)に定める利率とする。

ただし、当該利率未満で貸し付けることを妨げない。

## 第2 貸付対象者

1 馬経営基盤強化資金の貸付対象者は、既往借入金の借入残高及び年償還額、馬経営部門等の収支、各年度において償還可能な額から見て既往借入金の償還が困難となっており、次に掲げるすべての要件に該当する生産者等であり、経営改善計画について理事長の承認を受けた者とする。

- (1) 経営改善に取り組む意欲及び経営管理能力を有すること。
- (2) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金（元本及び利息に限る。以下同じ。）の一部の返済が可能であること。
- (3) 60歳未満の者が現に主として経営に従事しており、かつ、将来も従事する見込みがあると認められること、又は現に主として経営に従事している者が60歳以上である場合には当該経営に係る後継者が確定していること。
- (4) 馬の売買は、原則として市場取引とし、市場取引によりがたい場合にあっては、販売先・販売価格などの取引実態を融資機関に明らかにすることを確約する者であること。
- (5) 経営に係る販売代金等の決済については、原則として馬経営基盤強化資金の融通を受けた融資機関を通じて行う者であること。
- (6) 預託馬又は仔分馬を飼養する馬経営にあっては、預託馬又は仔分馬に係る管理契約等を締結している者であること。
- (7) 借入希望者が法人である場合は、次のいずれかに該当すること。

ア 農事組合法人

イ 農事組合法人以外の農業生産法人

ウ 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社

エ 農業者等がその法人の株主であって、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）

オ その他協会が特に認める法人

2 経営転換により現に馬を飼養していない者であっても、既往借入金の借入残高及び年償還額、農業経営部門等の収支、各年度において償還可能な額から見て既往借入金の償還が困難となっており、次に掲げるすべての要件に該当し、経営改善計画について理事長の承認を受けた者は、貸付対象者とする。

- (1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)を満たすこと。



- (2) 第4の1の規定に基づき経営改善計画承認申請書を提出した日からお  
おむね過去3年以内に馬の生産を行っていた者であること。

### 第3 融資機関

馬経営基盤強化資金の融資機関は、農業協同組合、農業協同組合連合会及  
び農林中央金庫並びに協会が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合とす  
る。

### 第4 馬経営基盤強化改善計画の策定等

#### 1 経営改善計画の作成及び提出

馬経営基盤強化資金の借入希望者は、実施要領第2の4の(2)の特別  
指導チームの指導の下に別紙様式4-1の経営改善計画承認申請書を作成  
し、融資機関に提出するものとする。

この際、融資機関は借入希望者の経営改善のため、既往借入金の償還条  
件の緩和について検討し、借入希望者に提示するものとする

#### 2 経営改善計画の内容

経営改善計画は、経営改善促進計画、経営収支計画及び負債整理計画か  
ら成るものとし、作成後おおむね10年を経た年にすべての約定償還金を  
返済することを旨とする。

##### (1) 経営改善促進計画

経営改善促進計画は、経営の改善及び安定を図るため次に掲げる事項  
について作成する。

- ア 経営改善の基本に関する事項
- イ 経営の改善合理化に関する事項
- ウ 生活の改善合理化に関する事項

##### (2) 経営収支計画

経営収支計画は、経営の収支の改善目標を明らかにするため、馬経営  
基盤強化資金の貸付の有無にかかわらず、毎年次の貸付から5年後迄の  
各年度の収支の見通しについて作成する。

##### (3) 負債整理計画

負債整理計画は、馬経営基盤強化資金の適切な借入及び償還を図るた  
め次に掲げる事項について作成する。

- ア 馬経営基盤強化資金借入前の全ての既往借入金の約定償還に関する  
事項
- イ 既往借入金の償還条件の緩和措置に関する事項
- ウ 馬経営基盤強化資金の借入れ及び借入後の償還計画に関する事項

### 3 支援計画の作成

- (1) 融資機関は、借入希望者から経営改善計画が提出されたときは、当該借入希望者が第2の貸付対象者の要件（経営改善計画について理事長の承認を受けていることを除く。6の（1）のエにおいて同じ。）に該当する者であることを確認し、当該経営改善計画の内容を検討したうえで、別紙様式4-2の融資機関支援計画（以下「支援計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 支援計画は、次に掲げる事項を内容として作成するものとする。
  - ア 経営改善計画達成のための指導等に関する事項
  - イ 既往借入金の償還条件の緩和措置に関する事項
  - ウ 経営資金等に関する事項

### 4 経営改善計画及び支援計画の提出、審査及び承認

- (1) 融資機関は、別紙様式4-3により経営改善計画及び支援計画を実施要領第2の4の（3）に定める審査委員会に提出し、審査を受けるものとする。なお、提出に当たっては、当該経営改善計画に即して馬経営基盤強化資金が貸し付けられた場合の経営改善に係る効果についての意見書を付すものとする。
- (2) 審査委員会は、融資機関から経営改善計画及び支援計画が提出されたときは、融資機関が付した意見書を十分考慮してこれらを審査するものとする。
- (3) 審査委員会は、審査に当たって、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、経営改善計画の内容の確認に係る照会を行うものとする。
- (4) 審査委員会は、（2）の審査の結果を融資機関に通知するものとする。
- (5) 融資機関は、審査委員会から経営改善計画及び支援計画が適当である旨の通知を受けたときは、別紙様式4-4により都道府県知事に協議を行い、都道府県知事は、その協議の結果を融資機関に報告するものとする。
- (6) 融資機関は、（5）の報告を受けたときは、経営改善計画及び支援計画、意見書並びに都道府県知事との協議結果を取りまとめ、別紙様式4-5により理事長に承認申請するものとする。
- (7) 理事長は、審査委員会における審査の結果、都道府県知事の協議の結果等を踏まえ、経営改善計画及び支援計画の審査を行い、適当であると認めるときは、それらの承認を行うものとする。
- (8) 理事長は、（7）の承認を行ったときは、速やかに、別紙様式4-6により融資機関に通知するものとする。

## 5 経営改善計画等の見直し

- (1) 馬経営基盤強化資金の借入者（以下「借入者」という。）は、経営部門及び経営全体の収支についての記帳を行い、経営改善計画を的確に実施するものとする。
- (2) 借入者は、経営改善計画の作成年度から5年間にわたり、毎年度経営改善計画を見直すものとする。
- (3) 支援計画を作成した融資機関は、支援計画の的確な実施により、借入者の経営改善を早期に実現するよう努めるものとする。
- (4) 支援計画を作成した融資機関は、支援計画の作成年度から5年間にわたり、毎年度支援計画を見直すものとする。
- (5) (2) 及び (4) の見直しを行った場合、経営改善計画及び支援計画について、4に規定する手続に準じて理事長の承認を受けるものとする。

## 6 経営改善計画等の承認の取消し

- (1) 理事長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、4の(7)又は5の(5)の承認を取り消すものとする。
  - ア 経営改善計画の達成が困難となったと認められること。
  - イ 経営改善計画の承認取消しの申請がなされたこと。
  - ウ 経営改善計画の承認後に不実記載が認められること。
  - エ 借入者が第2の貸付対象者の要件を満たさなくなったと認められること。ただし、後継者が不慮の事故等により経営に従事できなくなった場合においてはこの限りではない。
  - オ 経営改善計画が4の(3)の審査基準に適合しなくなったと認められること。
- (2) (1)の取消しを行うに当たって、理事長は、審査委員会の意見を聴くことができるものとする。
- (3) 理事長は、(1)の取消しを行ったときは、別紙様式4-7の馬経営基盤強化改善計画等承認取消通知書により、速やかに承認取消該当者、融資機関等に対して通知するものとする。

## 第5 馬経営基盤強化資金の貸付け

### 1 貸付実行

融資機関は、第4の4の(8)又は5の(5)の通知を受けたときは、貸付対象者に対して経営改善計画及び支援計画に即して馬経営基盤強化資金を貸し付けるものとする。

### 2 貸付期日

馬経営基盤強化資金の貸付けは、第4の4の(7)の経営改善計画等の承認後、協会が別に定める期日に行うものとする。

### 3 債権保全措置

馬経営基盤強化資金の貸付けに係る債権保全については、物的又は人的担保によることを原則とし、必要に応じて、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を利用するものとする。

### 4 借入者の勘定取引の方法

借入者は、融資機関等との取引に関しては、原則として、他部門に係る経営資金及び生活資金を一つの勘定で処理する方式による取引によらず、経営部門の取引状況を明確に把握できる勘定取引によるとともに、経営部門の収支と家計を分離して記帳することにより、経営改善計画の的確な実施に努めるものとする。

## 第6 借入者の経営中止

融資機関は、借入者が経営を中止した場合には、別紙様式4-8の馬経営基盤強化資金借入者経営中止状況報告書を直ちに理事長及び都道府県知事に提出するものとする。

## 第7 利子補給金の交付

協会は、馬経営基盤強化資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給の実施に当たっての事業実施計画を作成し、第5の1の馬経営基盤強化資金の貸付けにかかる利子補給を融資機関からの請求により毎年度行う。

## 第8 利子補給の手続き

### 1 利子補給契約の締結

馬経営基盤強化資金の貸付けを行おうとする融資機関は、別紙様式4-9の馬経営基盤強化資金利子補給契約締結申込書に別紙様式4-10の馬経営基盤強化資金利子補給契約書2部を添えて理事長に提出し、利子補給契約を締結するものとする。

### 2 貸付実行状況報告書の提出

融資機関は、別紙様式4-11の馬経営基盤強化資金貸付実行状況報告書（以下「貸付実行報告書」という。）を当年度の12月末日までに理事長に提出するものとする。

ただし、平成21年度にあっては、協会が別に定める期日までに提出するものとする。

### 3 利子補給額等の通知

(1) 理事長は、貸付実行報告書に基づき、年度毎の償還計画額及び利子補給額（以下「利子補給額等」という。）を別紙様式4-12の馬経営基盤強化資金償還計画額・利子補給額計算書（以下「利子補給額等計算書」

という。)により融資機関に通知する。

- (2) 馬経営基盤強化資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給に要する経費は、融資機関の馬経営基盤強化資金の貸付平均残高に実施要綱別表の事業名の欄の1の(4)の馬経営基盤強化資金融通事業の助成要件の欄のhの利子補給率をかけて算出される額に相当する額とする。

#### 4 貸付実行状況等異動報告書の提出

- (1) 融資機関は、2の貸付実行報告書及び3の(1)の利子補給額等計算書に異動が生じた場合には、別紙様式4-13の馬経営基盤強化資金貸付実行状況等異動報告書(以下「異動報告書」という。)を速やかに、理事長に提出するものとする。

- (2) 当年度の利子補給金の請求金額に修正を伴う異動報告書は、遅くとも、協会が別に定めるその年の請求書(6に規定する請求書をいう。)の提出期限の30日前までに、理事長に到着するように留意するものとする。

#### 5 利子補給額等の異動修正額の通知

理事長は、4の(1)の異動報告書により利子補給額等を修正し、別紙様式4-14の馬経営基盤強化資金償還計画額・利子補給額異動修正計算書(以下「異動修正計算書」という。)を作成し、利子補給金の返還を要する異動の異動修正計算書にあっては直ちに、利子補給金返還を要しない異動の異動修正計算書にあっては4の(2)に定める期日までに理事長に到着した異動報告書分を取りまとめ融資機関に通知する。

#### 6 利子補給金の請求

利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、理事長から送付された利子補給額等計算書又は異動修正計算書に基づき作成した別紙様式4-15の馬経営基盤強化資金利子補給金請求書(以下「請求書」という。)により、協会が別に定める期限までに、理事長に対し利子補給金を請求するものとする。

なお、融資機関は別紙様式4-16の馬経営基盤強化資金約定償還状況報告書(以下「償還状況報告書」という。)を作成し、請求書に添えて理事長に提出するものとする。

#### 7 利子補給金の交付

協会は、融資機関から6の請求書が提出された場合は、遅滞なく融資機関に利子補給金を交付する。

#### 8 利子補給の停止

- (1) 協会は、借入者の経営改善計画等の承認が取り消された場合又は融資機関から借入者が次のいずれかに該当する旨の報告を受けた場合は、融資機関に対し当該借入者に係る利子補給金の全部又は一部の交付をその時点に遡り停止する。

- ア 借入者が死亡しかつ相続人が債務を継承しない場合
  - イ 借入者が破産した場合
  - ウ 借入者が経営を中止し、資産処分により債務の精算を行う場合
- (2) 借入者が経営の中止をした時点は、原則として以下の通りとする。
- ア 自己有馬にあつては最後の育成馬の売買契約日又は売買契約書に記載された引渡し日若しくは廃用日。
  - イ 預託馬にあつては最後の育成馬の預託契約期限日。
  - ウ その他の作目にあつては、当該作目に係る出荷物の最終出荷日。

#### 9 利子補給金の返還

協会が融資機関に対し利子補給金を交付した後、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められた場合には、協会は次により利子補給金を返還させる等の措置を行う。

- (1) 協会は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に協会が別に定める利息相当額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を協会が別に定める期限までに納付させる。
- (2) 協会は、(1)の期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか(1)の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

### 第9 基金協会への助成の手続き

#### 1 交付金交付等

協会は、基金協会に対し、馬経営基盤強化資金に係る保証債務の弁済を行う費用に10/11を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、協会が基金協会へ交付する額の総額は、事業実施要領第2の4(9)に定める額以内とする。

この場合において、協会は、馬経営基盤強化資金の融資機関が基金協会に同資金に係る保証債務の弁済を行う費用の1/11を乗じて得た額を拠出していることを確認したうえで交付するものとする。

#### 2 交付金交付の手続き等

- (1) 基金協会は、馬経営基盤強化資金に係る保証債務の弁済を行うため交付金の交付を受けようとする場合は、代位弁済承認の内容について、別紙様式4-17により都道府県知事と協議を行い、別紙様式4-18により代位弁済承認申請書を理事長に提出するものとする。
- (2) 協会は、(1)の代位弁済承認申請書を審査のうえ、次に掲げる事項に該当する場合には、承認しないものとする。ただし、ウ～オに該

当することについて、馬経営基盤強化資金の融資機関及び基金協会の責めに帰すことができない場合は、この限りではない。

ア 馬経営基盤強化資金の融資機関から保証債務の弁済を行う費用の1/11が拠出されていない場合

イ 馬経営基盤強化資金の償還が困難であると認められない場合

ウ 業務規程第2章第4節第1の1及び第2に定める借換対象資金及び借入希望者の要件を満たしていない場合

エ 理事長の承認を受けた経営改善計画において不実の記載が認められる場合

オ 要綱要領等の規定に違反することが認められる場合

(3) 理事長の承認を受けた基金協会は、別紙様式4-19により交付申請書及び請求書を理事長に提出するものとする。

(4) 協会は、(3)により基金協会から申請を受けた場合は、当該基金協会に対して、交付金を交付するものとする。

(5) 基金協会は、交付を受けた交付金について、別紙様式4-20により交付金実績報告書を保証債務の弁済後すみやかに理事長に提出するものとする。

(6) 協会は、交付金の交付後、(2)に該当することが明らかとなった場合には、基金協会の責めに帰すことができない場合を除き、基金協会に対し、交付金の返還を命じるものとする。

### 3 交付金の返還等

(1) 基金協会は、馬経営基盤強化資金の融資機関と協力して保証債務の弁済によって取得した求償権の回収に努めるものとする。

(2) 協会からの交付金は、馬経営基盤強化資金に係る保証債務の弁済及び求償権の償却を行う費用への補てんに充てるものとする。

(3) 基金協会は、馬経営基盤強化資金に係る保証債務の弁済により取得した求償権の回収が行われた場合は、別紙様式4-21により馬経営基盤強化資金求償権回収報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

(4) 基金協会は、(3)により求償権の回収が行われた場合は、回収金のうち1による交付を受けた割合に応じて算出される額又は指示があった額を協会に返還するものとする。

(5) 基金協会は、求償権の償却を行った場合は、別紙様式4-22により馬経営基盤強化資金求償権償却報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

(6) 基金協会は、馬経営基盤強化資金の保証に関する業務を終了（基金協会が馬経営基盤強化資金に係るすべての保証債務の償還又は求償

権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。) した場合において、残額がある場合又は事業実施期間中であっても残額が生じることが見込まれるため、協会から返還の指示があったときには、当該残額のうち1による交付を受けた割合に応じて算出される額又は指示があった額を協会に返還するものとする。



別紙様式4-1（第2章第4節第4の1関係）

年 月 日

馬経営基盤強化改善計画承認申請書

融資機関

代表者

殿

住 所

生産者氏名

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第4の1の規定に基づき、馬経営基盤強化資金の借入れを希望しますので、別添馬経営基盤強化改善計画書を提出します。

【別紙様式4-1の別添】

## 馬経営基盤強化改善計画

年 月

都道府県名		(支庁名)	
-------	--	-------	--

市町村名	融資機関名	特別指導者名 (所 属)	法人経営	個人経営	後継者の有無
			法人名 (代表者名)(年齢)	氏 名 (年 齢)	
		( )	( )( 歳)	( 歳)	

注)1. 上段の「法人名・氏 名」欄は、融資機関(農協)としての取引名を記入して下さい。

1 経営改善促進計画

(1) 経営改善の基本方向

ア 経営の改善合理化

事 項		現状と問題点	具体的改善方法
経営構造	① 経営の組織化に関する事項		
	② 経営の複合化に関する事項		
	③ 低資質馬の淘汰に関する事項		
	④ その他		
経営管理	① 記帳・記録に関する事項 (青色申告励行など)		
	② 資金管理の改善に関する事項 (自己資金の蓄積など)		
	③ その他		
経営収支の改善	① 販売代金の明確化に関する事項 (市場取引の励行など)		
	② 安定収入部門の確保に関する事項 (複合作目の導入など)		
	③ 土地の効率利用に関する事項 (計画的草地更新など)		
	④ 施設機械の効率利用に関する事項 (機械の共同利用組織参加など)		
	⑤ 飼養管理技術に関する事項 (昼夜放牧の実施など)		
	⑥ 雇用労働力の適正化に関する事項		
	⑦ その他		

(つづき)

事 項		現状と問題点	具体的改善方法
償還財源の確保	① 資産処分に関する事項 (遊休資産処分・貯金充当など)		
	② 余剰労働力の活用に関する事項など (家族労働の完全燃焼)		
契約の締結	① 売買契約(庭先取引)	① 有 無 (または未記入)	
	② 仔分契約	② 有 無 (または未記入)	
	③ 預託契約	③ 有 無 (または未記入)	

イ 農家経済の改善合理化

事 項		現状と問題点	具体的改善方法
生活の改善	① 家計簿の記帳に関する事項		
	② 家計費の節減に関する事項  〔 耐久消費財の長期活用 自給食料の拡大など 〕		

(2) のアの① 経営改善合理化計画

区 分	2007年 実績	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2019年(目標年次)		摘 要		
		前年度計画	実績	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画			
家族人員 (人)																		
労働力	家族労働人員 (人)																	
	馬部門 (人)																	
	雇用 (延人日)																	
	馬部門 (延人日)																	
土地利用	田 (ha)																	
	(転作田) (ha)																	
	うち借入地 (ha)																	
	畑 (ha)																	
	うち借入地 (ha)																	
	採草放牧地 (ha)																	
	うち借入地 (ha)																	
	耕草地合計 (ha)																	
	うち借入地 (ha)																	
	山林原野 (ha)																	
(うち放牧利用) (ha)																		
うち借入地 (ha)																		
作付計画・実績	飼料作物	牧草	作付面積 (ha)															
		10a当たり収穫量 (kg)																
		収穫量 (t)																
	その他	作付面積 (ha)																
		10a当たり収穫量 (kg)																
		収穫量 (t)																
	商品作物	作付面積 (ha)																
		10a当たり収穫量 (kg)																
		収穫量 (t)																
		作付面積 (ha)																
		10a当たり収穫量 (kg)																
		収穫量 (t)																
	施設利用作物	作付面積 (㎡)																
		収穫量 (t)																
作付面積 (㎡)																		
収穫量 (t)																		
施設等利用	施設		土 地				主な農業機械(共同利用の場合は按分のこと)											
	厩 舎	(その他)	運動場		馬 場		トラクタ		トラック		その 他							
	頭用	ハウス ㎡ 畜舎 ㎡	㎡		走路 m		ps 台		台									

(注) 家族人員は生計を一にする家族実人数を記入。法人の場合は空欄。(1戸法人は個人扱いと同様の扱い)

(注) 飼料作物の「10aあたりの収穫量」及び「収穫量」は、生草換算量により記入すること。

(注) 主な農業機械：共同利用の場合は按分のこと。

(2)のアの② 経営改善合理化計画

項	目	2007年	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2019年(目標年次)		
		実績	前年度計画	実績	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画	計画	前年度計画	
家畜飼養頭数	馬(自己馬)	(頭)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		うち繁殖牝馬	(頭)														
		育成馬	(頭)														
	肉用牛	(頭)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		うち繁殖雌牛	(頭)														
		肥育牛	(頭)														
		その他	(頭)														
(常時)	その他家畜	(頭)															
(頭)	成畜飼養頭数	(畜種)															
生産状況等	馬	販売頭数															
		うち牡	(頭)														
		牝	(頭)														
	繁殖牛	子牛生産頭数	(頭)														
		平均分娩間隔	(カ月)														
		子牛出荷頭数	(頭)														
		子牛出荷生体重	(kg)														
		子牛出荷月齢	(カ月)														
		子牛出荷価格	(千円/頭)														
		事故率	(%)														
	肥育牛	導入頭数	(頭)														
		導入月齢	(カ月)														
		導入価格	(千円/頭)														
		出荷頭数	(頭)														
		出荷生体重	(kg)														
		出荷月齢	(カ月)														
		出荷価格	(千円/頭)														
		平均肥育期間	(カ月)														
	事故率	(%)															
	その他の家畜	販売頭数	(頭)														
販売価格		(千円/頭)															

- (注) 1 「家畜飼養頭数」は、次の月齢の常時飼養頭数を記入。繁殖雌牛は14か月齢以上、肥育牛は6か月齢以上。  
 2 「出荷頭数」は、当該年次に販売した頭数とし、一貫経営で肥育部門に仕向けた頭数は、繁殖の「出荷頭数」には含めないこと。  
 3 「事故率」＝(年間事故頭数÷常時飼養頭数)とする。  
 4 一貫経営(一部又は完全一貫)の場合の「子牛出荷〇〇」、「導入〇〇」、「出荷〇〇」欄は、外部から導入又は外部へ販売したものについてのみ記入すること。  
 5 食肉用を目的として飼養・販売している馬は「その他の家畜」に記入すること。



## (3) 生活の改善合理化

(単位:千円)

	2007年 実績	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2019年		摘 要
		前年度 計画	実績	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	目標年次 計画	前年度 計画	
食料費																
住居費																
水道・光熱費																
被服費																
教育費																
耐久消費材購入費																
娯楽交際費																
その他																
家計費合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち生命共済掛金																
上記除く家計費合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)

1. 家計費の計画について、節減事項を「摘要」に簡単に記入。(例)教育費では「〇〇年長女短大卒」
2. 現金収支に係る金額を記入。住宅など生活に関わる借入金の償還額は本表に記入しない。
3. その他には、医療費、交通費、冠婚葬祭費など、臨時費等を記入。
4. 法人の役員報酬にかかる所得税はその他に計上する。



(4) その他 資産・負債の動態

ア 資産(      年      月現在)

(単位:千円)

区 分		金 額	
手 持 現 金			
貯 蓄	預貯金	農 協 貯 金	
		郵 便 貯 金	
		一般市中銀行等	
	小 計		0
	積立金	簡易保険・郵便年金	
		農 協 共 済	
生命保険・その他積立			
小 計		0	
貸 付 金			
有価証券			
シンジケート株			
計		0	
売掛未収入金			
合 計		0	

(注) 積立金には、現在までに積み立てた実額を記入。

イ 未収金・未払金の内訳

ア) 売掛未収金

年 月現在(単位:千円)

区 分	発生年月	金 額	入金予定年月
馬代金			
預託料			
その他			
計			

イ) 買掛未払金

年 月現在(単位:千円)

区 分	発生年月	金 額	支払予定年月
種付料			
預 託 料			
馬 代 金			
そ の 他			
計			

2. 経営収支計画 (1) 経営収支計画 (個人)

(単位:千円)

区 分	2007年 実 績	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2019年(目標)		摘 要	
		前年度 計 画	実 績	計 画	前年度 計 画	計 画	前年度 計 画	計 画	前年度 計 画	計 画	前年度 計 画	計 画	前年度 計 画	計 画	前年度 計 画		
農業収入	馬部門 A																
	うち預託料																
	畜産部門 B																
	耕種部門 C																
計 A+B+C D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業支出	馬部門 E																
	うち種付費																
	畜産部門 F																
	うち飼料・敷料費																
	耕種部門 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各作目共通経費 H																	
計 E+F+G+H I																	
差引農業収支 D-I J	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農外収支	農外収入 K																
	うち競走馬部門																
	農外支出 L																
うち競走馬費																	
計 K-L M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農家収入 J+M N	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課諸負担 O																	
出稼ぎ、被贈、年金、扶助等の収入 P																	
うち国の奨励金																	
可処分収入 N-O+P Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家計費 R	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金過不足 Q-R S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産処分 T																	
預貯金引出額 U																	
償還財源 S+T+U V	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)この表は、借入金の償還に充てることができる償還財源を出すための表で、現金収支に係る金額のみを記入。借入金で対応したものは、これを清算した年次の支出として計上する。

1. 産地づくり交付金等はPの、うち国の奨励金欄へ。
2. 農業支出からは、減価償却費と家族労働費は除く。
3. 農外収入の競走馬部門には、生産者賞、馬主賞金を含め競走馬に係る収入を全て含む。
4. 農外支出の競走馬費には、競走馬の預託料(厩舎)輸送費等、競走馬の出走に係る経費を全て記入する。

## (2) 経営収支計画算出基礎 (個人)

(単位:千円)

区 分		2008年		2009年	2019年(目標)
		前年度計画	実 績	計 画	
農業収入	馬部門	販売収入			
		預託料			
	畜産部門				
	耕種部門				
農業支出	馬部門	種 付 費			
		その他馬部門経費			
	畜産部門				
	耕種部門				
	各作目共通経費				

## (2) 経営収支計画算出基礎 (個人)

(単位:千円)

区 分		2008年		2008年	2019年(目標)
		前年度計画	実 績	計 画	
農外収支	農外収入				
	うち競走馬部門				
	農外支出				
	うち競走馬費				
租 税 公 課 諸 負 担					
出稼ぎ、被贈、年金、扶助等の収入					
	うち国の奨励金				
家 計 費 (特徴的支出を記載)					
資 産 処 分 ・ 預 貯 金 充 当					

## (3) 経営収支計画 (法人) (資金繰り)

(単位:千円)

区分	2007年 実績	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2019年(目標)		摘要	
		前年度 計画	実績	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画		
売上高																	
馬部門																	
複合部門																	
計	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
売上原価																	
期首棚卸高	(2)																
当期製造原価	(3)																
うち馬部門																	
うち複合部門																	
うち減価償却費	(4)																
成畜振替額	(5)																
期末棚卸高	(6)																
計	(2)+(3)-(5)-(6)	(7)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
売上利益	(1)-(7)	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
販売費及び一般管理費	(9)																
うち役員報酬																	
事業利益	(10)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業外収入	(8)-(9)	(11)															
うち競走馬部門																	
うち国の奨励金																	
事業外費用	(12)																
うち競走馬経費																	
うち支払利息	(13)																
経常利益	(10)+(11)-(12)	(14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資産処分・預貯金充当	(15)																
償還財源	(14)+(15)	(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
修正償還財源	(V)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注) (V) = (1)-(3)+(4)-(9)+(11)-(12)+(13)+(15)

## (4) 経営収支計画算出基礎 (法人)

(単位:千円)

区 分		2008年		2009年	2019年(目標)
		前年度計画	実 績	計 画	
売上高	馬部門				
	複合部門				
売上原価	期首棚卸高				
	当期製造原価				
	うち馬部門(種付費)				
	うち複合部門				
	うち減価償却費				
	成畜振替額				
	期末棚卸高				

## (4) 経営収支計画算出基礎 (法人)

(単位:千円)

区 分	2008年		2009年	2019年(目標)
	前年度計画	実 績	計 画	
販売費及び一般管理費				
うち役員報酬				
事業外収入				
うち競走馬部門				
うち国の奨励金				
事業外費用				
うち競走馬経費				
うち支払利息				
資産処分・預貯金充当				

### 3 負債整理計画

(1)のア 既借入金の償還計画(借換前)

(単位:千円)

区 分		2008年 (実績)	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 (目標)	2020年	2021年	2022年	2023年
条件緩和 前約定償還額	制度資金																
	農業近代化資金																
	公庫資金																
	その他制度資金 (含む農家負担軽減 支援資金)																
	農協系統資金																
	一般民間等資金																
計 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期繰越額 ②		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要償還額 ①-② ③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還財源 ④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質余剰 ④-③ ⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)1. 実質余剰⑤を次年度の前期繰越額②に転記

2. 償還財源④は8ページの償還財源及び10ページの修正償還財源のVを転記する。



(1)のイ 既往借入金年次別約定償還表(条件緩和前)  
(その1)

(単位:千円)

資金名	番号	当初借入額	借入期限 (〇〇年～ 〇〇年)	元利合計額 元金分	年次別約定償還額								借入金残高		資金充当部門	資金の 用途	
					2007年 実績	2008年 実績	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2019年 目標	2008年末 実績	2012年末	2018年末		比率
農業近代化資金			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
小計		0		元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			～	元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
制度資金 公庫資金			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
小計		0		元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			～	元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他制度資金			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
			～	元金													
			～	元利金													
小計		0		元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			～	元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0		元利金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			～	元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 借入資金1件毎に記入。(証書によるものに限る)

2. 年次別約定償還額は、上段は元利合計額とし、下段は元金分を記入。

3. 資金充当部門は、馬部門を1、馬以外の営農部門を2、その他を3とし、番号1, 2, 3で記入。(複数部門にあたる場合は、最もウェイトの高いものとし、その比率を記入)



(2)のア 既往借入金の条件緩和総括表

(単位:千円)

資金区分	資金名	番号	資金別条件緩和額																	
			条件緩和前約定償還額 A						条件緩和後約定償還額 B						条件緩和額 A-B					
			2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	計	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	計	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	計
制度資金	農業近代化資金						0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
	公庫資金						0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
	その他制度資金						0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
							0						0	0	0	0	0	0	0	0
農協系統資金						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
一般民間等資金						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
						0						0	0	0	0	0	0	0	0	
買掛未払金残高 (含営農勘定貸越額)							0						0	0	0	0	0	0	0	
計							0						0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 条件緩和実施の資金のみ記入。

2. 資金名の番号欄には、「(3)のウ 既往借入金年次別約定償還表」の資金番号を資金ごとに記入。

(2)のイ 既往借入金の条件緩和の内容 その1

資金区分	資金名	番号	資金別条件緩和の内容				
			2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
制度資金	農業近代化資金						
	公庫資金						
	その他制度資金						

(注) 資金別条件緩和の内容の記入は、金利の引き下げ(〇〇%→〇〇%)、中間据置の設定(〇年~〇年)、償還期限の延長(〇年)等具体的に記入。

(2)のイ 既往借入金の条件緩和の内容 その2

資金区分	資金名	番号	資金別条件緩和の内容				
			2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
農協系統資金							
一般民間等資金							
買掛未払金残高(含営農勘定貸越額)							

(注) 資金別条件緩和の内容の記入は、金利の引き下げ(〇〇%→〇〇%)、中間据置の設定(〇年~〇年)、償還期限の延長(〇年)等具体的に記入。

(3)のア 負債整理対策（借換後）

(単位:千円)

区 分	2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		償還期間		
	前年度 計画	実績	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	計画	前年度 計画	目標年次 計画	前年度 計画			
約条件緩和 償還額	制度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	農協系統資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	一般民間等資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	馬経営基盤強化改善資金借換	2009年次 (%)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	元金					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2010年次 (%)							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
元金							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2011年次 (%)									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
元金									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
残高借換 (%)													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
元金													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計 ②					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新規投資借入金償還額 ③			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
要償還額 (①+②+③) ④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
償還財源	前期繰越			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	償還財源(P8又はP10(V))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計 (カ+(V)) ⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
差引 (⑤-④) ⑥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
対策額 ⑦			ア		イ		ウ																				
実質過不足 (⑥+⑦) ⑧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (注)
1. 条件緩和後の約定償還額は、P19及び20の年次別約定償還額を転記。(営農、生活資金も含める)
  2. 新規投資償還額は、P21の新規投資所要資金内訳の年次別約定償還額を転記。
  3. 前期繰越の17年計画欄は、16年実質過不足がプラスの場合のみ記入。マイナスの場合は未記入。
  4. 償還財源欄は、P8又はP10の経営収支計画(個人、法人共)の償還財源(法人は修正償還財源)の(V)を転記。
  5. 対策額欄は、約定償還額①の内、軽種馬部門、複合部門に係る資金を借換対象として記入。
  6. 記入例を参考にする。

## (3)のイ 馬経営基盤強化改善資金借換額内訳

(単位:千円)

区 分		農業近代化資金	公庫資金	その他制度資金	農協系統資金	一般民間等資金	計	うち25年資金
2005年次							0	
2006年次							0	
2009 年 次	約定分						0	
	残高分						0	
合 計		0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 借換額を資金別に記入。  
2. 資金償還表の資金用途欄もチェックし、馬生産に直接係る資金であることを確認。

(3)のウ 既往借入金年次別約定償還表(条件緩和後)  
(その1)

(単位:千円)

資金名	番号	当初借入額	借入期限 (〇〇年～ 〇〇年)	(うち据置 期間) ～〇〇年	利率	元利合計額 元金分	年次別約定償還額							借入金残高			資金充当部門		資金の 用途
							2007年 実績	2008年 実績	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2019年 目標	2008年末 実績	2012年末	2018年末	比率	
農業近代化資金			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
小計		0				元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			～			元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
制度資金			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
小計		0				元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			～			元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他制度資金			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
			～			元金													
			～			元利金													
小計		0				元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			～			元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計		0				元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			～			元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注) 1. 借入資金1件毎に記入。(証書によるものに限る)  
 2. 年次別約定償還額は、上段は元利合計額とし、下段は元金分を記入。  
 3. 資金充当部門は、馬部門を1、馬以外の営農部門を2、その他を3とし、番号1, 2, 3で記入。(複数部門にあたる場合は、最もウェイトの高いものとし、その比率を記入)







【別紙様式4-2（第2章第4節第4の3の（1）関係）】

## 年度融資機関支援計画

年 月

都道府県名	(支庁名)	市町村名	融資機関名

【別紙様式 4 - 2 の別添】

年度融資機関支援計画

借入者名: \_\_\_\_\_

	現 状	問 題 点	改 善 計 画
馬経営基盤強化改善計画達成のための指導等に関する事項			
関係指導機関との連携			
償還条件緩和措置に関する事項			
経営資金等に関する事項			

別紙様式4-3（第2章第4節第4の4の（1）関係）

馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画の提出について

番 号  
年 月 日

審査委員会 殿

融資機関  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第4の4の（1）規定に基づき、提出された馬経営基盤強化資金借入希望者の馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画について、意見書を付して提出しますので、審査方よろしくお願いいたします。

別紙様式4-4（第2章第4節第4の4の（5）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画の協議について

都道府県知事 殿

融資機関  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第4の4の（5）の規定に基づき、馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画について協議いたします。

別紙様式4-5（第2章第4節第4の4の（6）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画承認申請書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

融資機関  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第4の4の（6）の規定に基づき、馬経営基盤強化資金貸付希望者の馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画の承認を申請します。

【別紙様式 4 - 5 の添付】

年度（道県）馬経営基盤強化資金に係る貸付金額等

1. 年度事業計画額

(単位：件、戸、千円)

区 分			計 画								計			
			21年 ①		22年 ②		23年 ③				(①+②+③)			
			貸付件数	金 額	貸付件数	金 額	貸付件数	金 額	貸付件数	金 額	貸付件数	金 額		
貸 付 金 額	一 般	約 定	個 人											
			法 人											
		残 高	個 人											
			法 人											
		計	個 人											
			法 人											
			小 計	( )		( )		( )		( )		( )		
	特 認	約 定	個 人											
			法 人											
		残 高	個 人											
法 人														
計		個 人												
		法 人												
		小 計	( )		( )		( )		( )		( )			
合 計			( )		( )		( )		( )		( )			
利 子 補 給 額	一 般	地 全 協												
		都 道 府 県												
		市 町 村												
		生 産 者 団 体												
		小 計												
	特 認	地 全 協												
		都 道 府 県												
		市 町 村												
		生 産 者 団 体												
		小 計												
合 計														

- 注 1. ( ) 内には貸付実戸数を記入。  
 2. 利子補給額については当該年次貸付に係る利子補給総額を記入。  
 3. 利子補給額の計算：一般（15年償還） 貸付額 × 〇〇.〇 × 利子補給率 = 利子補給額  
 特認（25年償還） ” × 〇〇.〇 × ” = ”



2. 軽種馬経営強化改善資金による資金別借換額

(単位:千円)

資金名	計 画					合計
	21年	22年	23年			
農協系統一般資金						
農業近代化資金						
公庫資金						
その他制度資金						
一般民間等貸付金						
計						
一般						
うち残高借換						
特認						
うち残高借換						

3. 遊休資産の処分、預貯金の充当による償還財源の確保 (総括表)

(単位:名、千円)

区 分	計 画					計
	21年	22年	23年	24年	25年	
経営改善計画作成者数						
遊休資産 の処分	実施者数					
	処 分 額					
預貯金の 充 当	実施者数					
	充 当 額					
計	実施者数	( )	( )	( )	( )	( )
	金 額					

(注) 1. ( )内は実人数を記入。

2. 改善計画書の経営収支計画から集計。

4. 貸付対象者に係る資金別既貸付金残高（ 年期末）

（単位：千円）

区 分		金 額
集 計 戸 数		
農 業 近 代 化 資 金		
公 庫 資 金		
そ の 他 制 度 資 金		
軽 種 馬 経 営 強 化 改 善 資 金		
農協系統 一般資金	長 期（1年超）	
	短 期（1年以内）	
一 般 民 間 等 貸 付 金		
計		
買掛未払金残高 （営農勘定貸越額を含む）		

（注）農業近代化資金から計までの欄は、改善計画書の借入金残高から記入し、買掛未払金残高欄は、同計画書の買掛未払金から記入。

5. 資金別貸付条件緩和額（軽減額）

（単位：千円）

資 金 名			金 額
年度	制度資金	農業近代化資金	
		公 庫 資 金	
		その他制度資金	
	農協系統一般資金		
	買掛未払金（営農勘定貸越額を含む）		
	一般民間等貸付金		
	計		

（注） 改善計画書より記入。

別紙様式4-6（第2章第4節第4の4の（8）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画の承認について

融資機関  
代表者

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

年○月○日付け●●第●●をもって申請のあった馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画を審査した結果、別添の者につき当該計画を承認したので馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第4の4の（8）の規定に基づき通知します。

別紙様式 4 - 6 の添付書類

馬経営基盤強化改善計画承認者氏名と貸付枠

(融資機関)

〇〇農業協同組合

整理 番号	区分 氏名	貸付枠	負債額		備考
			負債総額	借入希望額	

別紙様式4-7（第2章第4節第4の6の（3）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化改善計画等承認取消通知書

融資機関

代表者 殿

借入者 殿

地方競馬全国協会

理事長 ○○○○

馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画等の承認取消しを行ったので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第4の6の（3）の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

整理 番号	氏名	承認日 年月日	承認取消 し日 年月日	承認取消し 理由 1 2 3 4	負 債 額		貸付実行 日 年月日	貸付実行 額 千円	備考
					負債総額 千円	借入希望 額 千円			

(注) 承認取消理由は、次の該当する項目から選び、数字を○で囲むこと。

- 1 経営改善計画の達成が困難
- 2 承認取消しの申請
- 3 計画書の不実記載
- 4 貸付対象者要件不備
- 5 その他

別紙様式4-8 (第2章第4節第6関係)

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金借入者希望経営中止状況報告書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿  
都道府県知事 殿

融資機関  
代表者

馬経営基盤強化資金借入者について、経営中止した者があったので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

整理 番号	氏 名	貸付実行額	貸付実行日	経営中止日 の貸付残高	経営中止日	経営中止理由
		千円	年月日	千円	年月日	
	計					

- 注) 1. 貸付実行額及び経営中止日の貸付残高は各人ごとに小計を、2人以上の場合は合計を記入すること。  
2. 経営中止日を証明する資料 (販売代金清算書の写等) 1部を添付すること。

別紙様式4-9（第2章第4節第8の1関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金利子補給契約締結申込書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

融資機関  
代表者

このたび、馬経営基盤強化資金の融資を行ないたいので、馬産地再活性化緊急対策 事業業務規程第2章第4節第8の1の規定に基づき、利子補給契約を締結いたしたく 申し込みます。

別紙様式4-10（第2章第4節第8の1関係）

馬経営基盤強化資金利子補給契約書

地方競馬全国協会（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）が甲の承認を受けた馬経営基盤強化改善計画及び融資機関支援計画に基づき、馬経営基盤強化資金を融資した場合に、当該融資額につき利子補給金を交付することについて、乙と契約する。

年 月 日

甲 所在地  
名称 地方競馬全国協会  
代表者氏名 印

乙 所在地  
名称  
代表者氏名 印

（注）乙は、本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、甲に提出するものとする。



別紙様式4-11（第2章第4節第8の2関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金貸付実行状況報告書  
( 年度分)

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿  
都道府県知事 殿

融資機関  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第8の2の規定に基づき、馬経営基盤強化資金の貸付状況を別紙のとおり報告します。





別紙様式 4 - 1 1 の別紙 1 の 2

入力-2

生産者団体等の上乗せ利子補給率内訳表

(馬経営基盤強化資金)

キーコード部

データ区分	ブロック	支部	融資機関	利子補給金 計算期間	貸付実行年月日
				12月型	
12				1	

データ部

処 理 区 分	一 般 貸 付							県 連 内 訳						
	都道府県	市町村	県 連	融資機関	その他 ( )	計	信 連	経 済 連	共 済 連	畜 連	開 拓 連	酪 連	そ の 他	
														%

特 認 貸 付													
	都道府県	市町村	県 連	融資機関	その他 ( )	計	信 連	経 済 連	共 済 連	畜 連	開 拓 連	酪 連	そ の 他

- 注) 1. 本表は、入力-1表の貸付金利欄の生産者団体等利子補給率の内訳をデータ部に記入するもので、小数点以下3位まで記入する。利子補給率に幅がある場合は、上段に最低利子補給率、下段に最高利子補給率を記入する。
2. 県連の上乗せ利子補給がある場合は、「県連内訳」欄の該当する団体に「1」を記入すること。
3. その他による上乗せ利子補給がある場合、その他の( )内にその名称を記入すること。
4. 処理区分には、追加:1、修正:2、削除:3の区分を記入すること。(当初貸付時記入不要)

別紙様式4-12（第2章第4節第8の3の（1）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金償還計画額・利子補給額計算書  
（ 年度貸付分）

融資機関  
代表者 殿

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第8の3の（1）規定に基づき、別添計算書のとおり通知します。

（別添計算書の内容）









別紙様式4-12の別添4  
(出力2-2)

貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書 - II 利子補給  
馬経営基盤強化資金(2009年度貸付)

利子補給金計算期間	12月型
-----------	------

99:XXXX 99:XXXX農協

抽出条件 / 貸付年度=2009年度 貸付区分=全体

区分	利 子 補 給 額 (単位:円)												
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度
交付額													

交付額合計	
-------	--

別紙様式4-13（第2章第4節第8の4の（1）関係）

番 号  
年 月 日

## 馬経営基盤強化資金貸付実行状況等異動報告書

地方競馬全国協会

理事長 ○○○○ 殿

融資機関  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第8の4の（1）規定に基づき、  
別表のとおり報告します。



別紙様式4-14（第2章第4節第8の5関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金償還計画額・  
利子補給額異動修正の通知について

融資機関  
代表者 殿

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第8の5の規定に基づき、別添  
計算書のとおり通知します。

(別添計算書の内容)







別紙様式4-14の別添4  
(出力4-2-1)

貸付対象者別償還計画額・利子補給額異動修正計算書 - II 利子補給 交付額  
馬経営基盤強化資金

利子補給金計算期間	12月型
-----------	------

99:XXXX

区分	利 子 補 給 額 (単位:円)											
交付額												

交付額合計	
-------	--



別紙様式4-14の別添5

(出力4-2-2)

貸付対象者別償還計画額・利子補給額異動修正計算書 - II 利子補給 返還額  
馬経営基盤強化資金

利子補給金計算期間	12月型
-----------	------

99:XXXX

区分	利子補給額 (単位:円)											
返還額												

返還額合計	
-------	--

別紙様式4-15 (第2章第4節第8の6関係)

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金利子補給金請求書  
( 年度分)

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

融資機関  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第8の6の規定に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求書

貸付年度	請 求 額
平成21年度	円
平成22年度	円
平成23年度	円
合 計	円

別紙様式4-16 (第2章第4節第8の6関係)

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金約定償還額の償還状況報告書  
( 年度分)

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

融資機関  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第8の6のなお書きの規定に基づき、報告します。

貸付 年度	当期約定 償還額 千円	うち期中延滞		期末延滞		期中の受入 代弁額 千円
		人員 人	金額 千円	人員 人	金額 千円	
21年度						
22年度						
23年度						
計						

- (注) 1. 約定償還額の延滞していない場合は、貸付年度及び約定償還額のみ記入すること。  
2. うち期中延滞欄には、当期約定償還額の延滞した者について、人数とその額を記入する。  
3. 期末延滞欄には、貸付当初から当年度までの累積された延滞について人数とその額を記入する。

別紙様式4-17（第2章第4節第9の2の（1）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金の保証債務に係る代位弁済承認申請の協議について

都道府県知事  
〇〇〇〇 殿

〇〇県（道府）農業信用基金協会  
会長

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第9の2(1)の規定に基づき、馬経営基盤強化資金の保証債務の弁済等に係る代位弁済承認申請について協議いたします。

別紙様式4-18 (第2章第4節第9の2の(1)関係)

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金の保証債務に係る代位弁済承認申請書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

○○県(道府)農業信用基金協会  
会長

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第9の2(1)の規定に基づき、馬経営基盤強化資金の保証債務に係る代位弁済について下記のとおり承認申請します。

記

区 分	代位弁済に係る内容		
融資機関名			
借入者名			
前年度末債務保証残高			
債務保証額			
代位弁済(予定)年月日			
代位弁済理由			
代位弁済(予定)額			
交付金額			

(注) 融資機関又は借入者が複数の場合若しくは当該借入者に複数の借入れがある場合は、適宜欄を設けてそれぞれ記入すること。

添付書類

債務者の現状調書、借入金明細書付表・借入金残高の推移・担保(不動産)明細書、保証人調書、借入金明細書、その他代位弁済請求に必要な書類

別紙様式4-19 (第2章第4節第9の2の(3)関係)

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金の保証債務の弁済に係る交付金の交付申請書及び請求書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

○○県(道府)農業信用基金協会  
会長

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第9の2の(3)の規定に基づき、馬経営基盤強化資金の保証債務の弁済に係る交付金の交付について下記のとおり請求します。

記

交付金交付申請及び請求額 円

区 分	代位弁済に係る内容		
融資機関名			
借入者名			
前年度末債務保証残高			
債務保証額			
代位弁済年月日			
代位弁済理由			
代位弁済額			
融資機関拠出金額			
交付金額			

(注) 融資機関又は借入者が複数の場合若しくは当該借入者に複数の借入れがある場合は、適宜欄を設けてそれぞれ記入すること。

振込先

金融機関名	支店(所)名	口座種類	口座番号	口座名義人

添付書類

融資機関からの拠出等が実施されていることが確認できる金融機関の発行する書類

別紙様式4-20（第2章第4節第9の2の（5）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金の保証債務の弁済等に係る交付金実績報告書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

○○県（道府）農業信用基金協会  
会長

年度における馬経営基盤強化資金融通事業について、下記のとおり実施したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第9の2の（5）の規定に基づき報告します。

記

1 事業目的

2 事業の内容

- (1) 馬経営基盤強化資金の保証債務の弁済等に係る交付金の実績  
地方競馬全国協会からの交付金交付額 (A) 円
- (2) (1)に係る融資機関からの拠出額 (B) 円

3 代位弁済実行年月日

4 添付書類

保証債務履行通知書(写)



別紙様式4-21 (第2章第4節第9の3の(3)関係)

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金融通事業に係る求償権回収状況報告書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

○○県(道府)農業信用基金協会  
会長

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第9の3の(3)の規定に基づき、馬経営基盤強化資金融通事業における求償権回収状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 求償権回収金額 円
- 2 地方競馬全国協会への返還額 円
- 3 回収内訳

区 分	内 訳		
融資機関名			
求償権回収者名			
代位弁済実行日			
代位弁済実行額			
回収実行日			
回収金額			

- (注) 1 複数の回収が有る場合は、適宜欄を設けてそれぞれ記入する。  
2 原則として、求償権の回収内容が確認できる書類を添付する。

別紙様式4-22（第2章第4節第9の3の（5）関係）

番 号  
年 月 日

馬経営基盤強化資金融通事業に係る求償権償却報告書

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

○○県（道府）農業信用基金協会  
会長

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第4節第9の3の（5）の規定に基づき、馬経営基盤強化資金融通事業における求償権の償却について下記のとおり報告します。

記

融資機関名			
借入者名			
代位弁済年月日			
代位弁済理由			
代位弁済額			
求償権回収額（累計）			
求償権償却額			
a) 交付金からの負担額			
b) 拠出金からの負担額			
求償権償却年月日			

- （注） 1 借入者に複数の借入れがある場合又は複数の申請がある場合若しくは1の借入れにつき複数の代位弁済がある場合は、適宜欄を設けてそれぞれ記入する。  
2 原則として、求償権償却理由を証する書類を添付する。

## 第5節 馬流通活性化事業

### 第1 流通活性化事業実施者

実施要領第3の1の(1)に規定する流通活性化事業実施者は、以下の通りとする。

- 1 農業協同組合、農業協同組合連合会、これらが議決権の過半数を有する株式会社
- 2 馬生産を行う複数の農業者、農業協同組合、市町村等を構成員とする団体であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者。
  - (1) 主たる事務所の定めがあること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 会計管理に関する規定があり、助成金の管理が行えること。
  - (4) 定款等組織に関する規約において馬の流通活性化についての定めがあること。

### 第2 事業の内容

#### 1 流通活性化計画の策定

- (1) 流通活性化事業実施者は、次の2から6までの取組を行うため、(2)に掲げる事項を内容とする流通活性化計画を策定したときは、別紙様式5-7-(1)により都道府県知事と協議の上、別紙様式5-7-(2)により理事長に提出するものとする。なお、流通活性化計画を見直す場合も同様とする。

- (2) 流通活性化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 流通活性化計画の基本的な考え方

イ 流通活性化計画の目標

ウ 流通活性化計画の期間

エ 流通活性化計画に基づく取組の方針、内容及び各年次計画

(ア) 軽種馬取引市場の情報発信のための取組の方針、内容及び各年次計画

(イ) 上場馬の情報開示のための取組の方針、内容及び各年次計画

(ウ) 上場馬の資質向上のための取組の方針、内容及び各年次計画

(エ) 新規販路の開拓のための取組の方針、内容及び各年次計画

(オ) その他流通活性化計画の実施のための取組の方針、内容及び各年次計画

オ その他競走用馬の流通活性化に必要な事項

- (3) 協会は、流通活性化事業実施者が行う以下の取組に対し、定額助成するものとする。

ア 流通活性化計画の策定

流通活性化計画を策定するための会議の開催、流通活性化計画の印刷・配布等

イ 需要動向調査の実施

流通活性化計画を策定するために必要となる競走用馬の需要動向に関する調査

ウ 馬生産関係者及び市場関係者との情報交換会の開催

流通活性化計画を策定するために必要となる馬生産者等や取引市場利用者等との情報交換会の開催

## 2 軽種馬取引市場の情報発信のための取組

協会は、流通活性化事業実施者が行う、次に掲げる軽種馬取引市場の情報発信のための取組に対し、その経費の1/2以内を助成するものとする。なお、器具機材・施設の整備にあつては、特定の者の受益に留めず、地域内の生産者等での効率的かつ広範な受益体制を整備するものとする。

- (1) インターネットを通じた軽種馬取引市場の開催情報、上場馬の映像等の動画情報等を配信するために必要な器具機材・施設の整備。
- (2) その他軽種馬取引市場の情報発信に必要な取組。

## 3 上場馬の情報開示のための取組

- (1) 協会は、流通活性化事業実施者が行う、別表5-1に掲げる上場馬の情報開示のための取組に対して助成する。
- (2) 流通活性化事業実施者は、1の(2)のエの(イ)において、奨励金交付の目的、検査の種類、項目、実施内容等を明確にするものとする。このほか、流通活性化事業実施者は、上場馬の情報開示を的確に行うために、検査機関の技術的要件等、流通活性化事業実施者が必要と認める事項について別に定めることができる。

### (3) 奨励金支給対象者

ア 別表5-1のア及びイの奨励金の支給対象者は、馬体情報を提供するために、流通活性化事業実施者が流通活性化計画において定めた検査を検査機関で受けた後、上場申し込みを行った者とする。

イ 別表5-1のウの支給対象者は、流通活性化事業実施者が流通活性化計画において定めた奨励金の内容及び支給要件を満たす者とする。

### (4) 事業対象馬

事業対象馬は、血統登録証明書（血統登録証明書の発行が間に合わない場合は種付証明書）を有する競走用馬で、流通活性化事業実施者が流通活性化計画で定めた検査を受けた馬とする。

### (5) 交付手続き

ア 流通活性化事業実施者は、市場終了後、上場した事業対象馬に対して奨励金支給対象検査が実施されたことを確認できる領収証等の証拠書類の提出を奨励金支給対象者から受けた後、原則として予め指定された口座に奨励金を振込むものとする。

イ 別表5-1のウに掲げる取組を行う場合もアに準ずるものとする。

### (6) 実態調査等

協会は、検査機関に対して、検査の実態等について実態調査を行うことができるものとする。この場合において、検査機関は正当な理由がない限り拒むことができないものとする。また、実態調査の結果、不適切な取組等が判明した場合、第5の4の規定に基づき、流通活性化事業実施者に対し、助成金の速やかな返還を命ずるものとする。

## 4 上場馬の資質向上のための取組

- (1) 協会は、流通活性化事業実施者が行う、別表5-2に掲げる上場馬の資質向上

- のための取組に対して助成する。
- (2) 流通活性化事業実施者は、1歳馬のせり馴致及び2歳馬育成調教を的確に行うために、せり馴致業者及び2歳馬育成調教業者の技術的要件等、流通活性化事業実施者が必要と認める事項について別に定めることができる。
- (3) 奨励金支給対象者
- ア 別表5-2のア又はイの奨励金の支給対象者は、(4)のア又はイの事業対象馬を所有する競走用馬生産者又は競走用馬生産者から事業対象馬の販売を委託され、上場申し込みを行った者とする。
- ただし、別表5-2のアにあつては、支給対象者とせり馴致業者が別の者である場合、別表5-2のイにあつては、支給対象者と2歳馬育成調教業者が別の者である場合に限り助成の対象とするものとする。
- イ 別表5-2のウの支給対象者は、流通活性化事業実施者が流通活性化計画において定めた奨励金の内容及び支給要件を満たす者とする。
- (4) 事業対象馬
- ア 上場予定1歳馬へのせり馴致に係る奨励金交付の事業対象馬は、競走用馬生産者自らが生産し所有する、血統登録証明書(血統登録証明書の発行が間に合わない場合は種付証明書)を有する年齢が1歳の競走用馬のうち、1歳馬の取引市場に上場された馬とする。
- イ 2歳馬市場への上場のための育成調教に係る奨励金交付の事業対象馬は、自らが生産した競走用馬(血統登録証明書を有するもの)及び流通活性化事業実施者が定める馬のうち、交付対象2歳馬育成調教を受けた後、2歳馬の取引市場に上場された馬とする。
- (5) 交付手続き
- ア 流通活性化事業実施者は、上場した事業対象馬が奨励金支給対象せり馴致又は2歳馬育成調教が実施されたことを確認できる契約書、領収証等の証拠書類の提出を競走用馬の取引市場終了後に奨励金支給対象者から受けた後、原則として予め指定された口座に奨励金を振込むものとする。
- イ 別表5-2のウに掲げる取組を行う場合もアに準ずるものとする。
- (6) 実態調査等
- 協会は、せり馴致業者及び2歳馬育成調教業者に対して、せり馴致及び2歳馬育成調教の実態等について実態調査を行うことができるものとする。この場合において、せり馴致業者及び2歳馬育成調教業者は正当な理由がない限り拒むことができないものとする。また、実態調査の結果、不適切な取組等が判明した場合、第5の4の規定に基づき、流通活性化事業実施者に対し、助成金の速やかな返還を命ずるものとする。
- 5 新規販路開拓のための取組
- (1) 協会は、流通活性化事業実施者が行う、次に掲げる新規販路開拓のための取組に対し、その経費の1/2以内を助成するものとする。
- ア 国内の軽種馬取引市場に関する海外の購買者向けの広報活動
- イ 海外での新規購買者招致活動及び説明会の開催

- ウ 海外の軽種馬取引市場及び取引に関する調査
  - エ 海外の競走馬取引関係者の招聘
  - オ 海外での需要先を開拓するために必要な知見等を有する人材の活用
  - カ その他新規販路の開拓に必要な取組
- (2) 流通活性化事業実施者は、新規販路の開拓の取組を行うにあたっては、1の(2)のエの(エ)との整合性の確保を図るものとする。
- (3) 競走用馬購入代金の割引、輸送費や保険料の補助など購買者の取引経費を直接軽減することを目的とする取組等は助成の対象としないものとする。
- 6 その他流通活性化計画の実施のための取組
- (1) 協会は、2から5までの取組の他、流通活性化計画に定めた競走用馬の流通活性化を図るための取組で、適当であると認められるものについて、それらに要した経費の1/2以内を流通活性化事業実施者に対し助成するものとする。
- (2) 流通活性化事業実施者は、(1)の取組を行うにあたっては、1の(2)のエの(オ)との整合性の確保を図るものとする。
- (3) 競走用馬購入者への報奨金の支払いや、繁殖牝馬の淘汰への奨励金の支払いを目的とする取組等は助成の対象としないものとする。

### 第3 事業の実施手続き

#### 1 事業実施計画の作成

- (1) 流通活性化事業実施者は、別紙様式5-1により、当該年度の馬流通活性化事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、理事長の承認を申請するとともに、助成金の交付の申請を行うものとする。また、第2の2及び6の取組のうち整備を伴うものにあつては、別紙様式5-1の別記2の器具機材・施設整備計画書を添付するものとする。
- (2) 流通活性化事業実施者は、事業実施計画の承認申請に当たって、当該助成金にかかる仕入れに係る消費税相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金にかかる仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

#### 2 事業実施計画の承認

理事長は、1の規定に基づき、申請書の提出があつたときは、当該申請書を審査の上、適当であると認めるときは、別紙様式5-2により流通活性化事業実施者に対し、当該申請書の事業実施計画についての承認及び助成金の交付決定額を通知するものとする。

#### 3 事業実施計画申請の変更

流通活性化事業実施者は、理事長から2の通知を受けた後、事業実施計画を変更

しようとするときは、理事長に対して、別紙様式5－3の事業実施計画変更申請書を提出し、その承認を受けるものとする。

#### 4 事業実施計画承認の取消し

- (1) 理事長は、助成金の交付を受けた流通活性化事業実施者が、助成金の他の用途への使用その他事業に関して助成金の交付決定の内容に違反したと認めるときは、申請書の承認の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 理事長は、(1)の取消しをしたときは、速やかにその内容及び理由を流通活性化事業実施者に通知するものとする。

#### 5 助成金の概算払い

- (1) 流通活性化事業実施者は、別紙様式5－4により、事業の進捗に応じ、年度の四半期毎に、当該四半期に支出が見込まれる事業費のうち助成対象経費について概算払いを請求することができる。
- (2) 理事長は、(1)の概算払いの請求があった場合には、その内容を審査の上、適正であると認められた場合には、流通活性化事業実施者に対し支払額を通知するとともに、助成金を支払うものとする。

### 第4 事業の中止又は廃止

流通活性化事業実施者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、流通活性化事業実施者は、馬流通活性化事業の遂行が困難になった理由及び流通活性化事業の遂行状況を記載した書類を協会に提出しなければならない。

### 第5 事業実績の報告等

#### 1 事業実績報告書等の提出

- (1) 流通活性化事業実施者は、毎年度終了後30日以内に、別紙様式5－5により、事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、単年度で終了しない場合にあつては、当該事業が終了した日から起算して30日以内に提出するものとする。
- (2) 第3の1の(2)のただし書により申請書の申請をした流通活性化事業実施者は、事業実績報告書の提出に当たって、第3の1の(2)のただし書に該当する当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第3の1の(2)のただし書により申請書の申請をした流通活性化事業実施者は、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2)の規定により減額した流通活性化事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式5－6により速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第5の2の確定の通知があつた

日の翌年6月30日までに、別紙様式5-6により理事長に報告しなければならない。

## 2 助成金の額の確定

理事長は、1の報告を受けた場合においては、事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の実績が、助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、流通活性化事業実施者に通知するものとする。

## 3 助成金の精算

理事長は、2の助成金の額を確定した際に、第2の5の概算払いにより支払った額が助成金の確定額を下回る場合は、流通活性化事業実施者に対して、精算払いを行うものとする。

## 4 助成金の返還

(1) 理事長は、流通活性化事業実施者が助成金の交付を受けた後に不適切な取組等が判明した場合又は流通活性化事業実施者に支払った助成金の額が2の確定額を上回っていたこと等が判明した場合には、流通活性化事業実施者に対して助成金の速やかな返還を命ずるものとする。この場合において、理事長は、返還の理由、返還額及び返還期日を記載した書面を流通活性化事業実施者に通知しなければならない。

(2) (1)の助成金の返還を命じられた流通活性化事業実施者は、(1)の期日までに求められた額を協会に返還しなければならない。



## 別表第5-1（第2章第5節第2の3の（1）関係）

上場馬の情報開示のための取組に対する助成の範囲

区 分	内 容
上場馬の情報開示のための取組への奨励金の交付	<p data-bbox="539 533 1361 741">ア 事業対象馬の四肢のレントゲン検査について、検査機関において、流通活性化計画で計画された撮影部位及び撮影枚数の検査を受けた際に要する経費の1/2相当額以内について、協会が地域の検査料金の水準を考慮して、地域ごとに別に定める1頭あたりの額を上限に奨励金として定額助成するものとする。</p> <p data-bbox="539 797 1361 1005">イ 事業対象馬の上部気道内視鏡検査について、検査機関において、流通活性化計画で計画された検査内容の検査を受けた際に要する経費の1/2相当額以内について、協会が地域の検査料金の水準を考慮して、地域ごとに別に定める1頭あたりの額を上限に奨励金として定額助成するものとする。</p> <p data-bbox="539 1061 1361 1180">ウ その他、流通活性化計画において計画された上場馬の情報開示のための取組で、その経費の1/2相当額以内を奨励金として助成するものとする。</p>

別表第5-2（第2章第5節第2の4の（1）関係）

上場馬の資質向上のための取組に対する助成の範囲

区 分	内 容
<p>上場馬の資質向上のための取組への奨励金の交付</p>	<p>ア 競走用馬の取引市場に上場予定の1歳馬を、せり馴致業者によって実施される30日以上の子馴致を実施した後に1歳馬取引市場に上場させた場合、次のとおり奨励金を助成する。</p> <p>① 流通活性化事業実施者は、実勢の預託経費日額1/2相当額以内で、1日当たりの助成金額を定めるものとする。</p> <p>② 助成対象となる預託日数は、1歳1月1日から競走用馬の取引市場の前日までの期間において、せり馴致に要した預託日数とする。</p> <p>③ 事業対象である1歳上場馬1頭ごとに、①の助成金額に②の預託日数を乗じた額を、100,000円を上限として助成する。なお、過去について、再度、本取組を行う場合においては、過去に助成を受けた額との合計額が100,000円を上限として助成する。</p> <p>イ 1歳市場で未売却又は流通活性化事業実施者が定めた事業対象馬を、2歳馬育成調教業者によって実施される30日以上の子育成調教を実施した後に2歳馬取引市場に上場させた場合、次のとおり奨励金を助成する。</p> <p>① 流通活性化事業実施者は、実勢の預託経費日額の1/2相当額以内で、1日当たりの助成金額を定めるものとする。</p> <p>② 助成対象となる預託日数は、2歳1月1日から競走用馬の取引市場の前日までの期間において、育成調教に要した預託日数とする。</p> <p>③ 事業対象である2歳上場馬1頭ごとに、①の助成金額に②の預託日数を乗じた額を、200,000円を上限として1回限り助成する。</p> <p>ウ その他、流通活性化計画において計画された上場馬の資質向上のための取組で、その経費の1/2相当額以内を奨励金として助成するものとする。</p>

別紙様式5-1 (第2章第5節第3の1の(1)関係)

○年度 馬流通活性化事業実施計画の承認及び助成金の交付申請書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
流通活性化事業実施者名  
代表者

○○年度馬流通活性化事業に係る事業実施計画申請書を作成したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第3の1の(1)の規定により、下記のとおり助成金の交付及び事業実施計画についての承認を申請します。

記

1 助成金交付申請額 (又は助成金変更交付申請額)

区 分	助成金交付申請額 (又は助成金変更交付申請額)	備 考
馬流通活性化事業	円	

2 事業実施計画  
別記1及び2のとおり。

3 事業完了予定  
○○年○月○日

別記1  
第1 ○○年度 全体計画(又は事業実績)書

取組名		事業費	負担区分		備考
取組名	事業種目名 (取組名)		地全協助成金	その他	
馬 流 通 活 性 化 事 業	1 流通活性化計画の策定	ア 検討会議等の開催 イ 調査の実施 ウ 情報交換会の開催 エ 事務諸費			
	2 軽種馬取引市場の情報発信のための取組	ア 器具機材の導入 イ 施設の整備			
	3 上場馬の情報開示及び資質向上のための取組	ア レントゲン検査 イ 上部気道内視鏡検査 ウ 上場予定1歳馬せり馴致 エ 2歳馬市場上場予定馬育成調教 オ 事務諸費 カ その他の取組			
	4 新規販路の開拓のための取組	ア 国内軽種馬取引市場情報の海外広報活動 イ 海外での招致活動等 ウ 海外調査 エ 海外の競走馬取引関係者の招聘 オ その他(海外交渉の代行等) カ 事務諸費			
	5 その他流通活性化計画の実施のための取組				
合 計		事業費 事務経費 合 計			

第2 事業実施計画(又は事業実績)の詳細

1 流通活性化計画の策定(計画又は事業実績)

(1) 流通活性化事業実施者の概要

流通活性化事業実施者名	所在地	資本構成内容(組合員数)	事業内容	沿革	役員数及び氏名	その他参考事項

(2) 検討会議等の開催(計画又は事業実績)

(単価:円)

参集範囲及び検討内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

(3) 調査の実施(計画又は事業実績)

(単価:円)

調査対象地域及び調査内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

(4) 情報交換会の開催(計画又は事業実績)

(単価:円)

参集範囲及び内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

(5) 事務諸費(計画又は事業実績)

(単価:円)

内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

注: 流通活性化計画の策定のために必要となる経費について計上すること。

(6) 添付資料

- ア 事業実施地区の概要資料及び位置図
- イ 流通活性化事業実施者の定款、規約、登記簿本等の写し
- ウ 最近の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書
- エ その他協会が特に指定するもの

2 上場馬の情報開示及び資質向上のための取組

(1) 上場馬の情報開示及び資質向上のための取組の必要性(現状と課題を含む)

上場馬の情報開示及び資質向上のための取組	取組の必要性(現状と課題を含む)

(注)取組毎に記入のこと

(2) 奨励金単価決定根拠

上場馬の情報開示及び資質向上のための取組	奨励金単価決定根拠

(注) 1 取組毎に記入のこと  
2 奨励金単価決定根拠に関する資料を添付すること。

(3) 奨励金支給計画又は事業実績等

ア 四肢のレントゲン検査に対する助成(計画又は事業実績)(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

開催市場名	上場予定頭数 (上場実績頭数)	うち 奨励金支給件数 (a)	奨励金支給単価 (b)	事業費 (a)×(b)	備考 (1頭当たりの検査料を記載 のこと)
合計					

(注) 開催市場毎について記入のこと。

イ 上部気道内視鏡検査に対する助成(計画又は事業実績)(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

開催市場名	上場予定頭数 (上場実績頭数)	うち 奨励金支給件数 (a)	奨励金支給単価 (b)	事業費 (a)×(b)	備考 (1頭当たりの検査料を記載 のこと)
合計					

(注) 開催市場毎に記入のこと。

ウ 上場予定1歳馬へのせり馴致に対する助成(計画又は事業実績)(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

開催市場名	上場予定頭数 (上場実績頭数)	うち 奨励金支給件数 (a)	奨励金支給単価 (b)	事業費 (a)×(b)	備考 (1日当たりの預託経費につ いて記載のこと)
合計					

(注) 開催市場毎に記入のこと。

エ 2歳馬市場上場予定馬への育成調教に対する助成(計画又は事業実績)(該当する場合は記入のこと) (単価:円)

開催市場名	上場予定頭数 (上場実績頭数)	うち 奨励金支給件数 (a)	奨励金支給単価 (b)	事業費 (a)×(b)	備考 (1日当たりの預託経費につ いて記載のこと)
合計					

(注) 開催市場毎に記入のこと。

オ 事務諸費(計画又は事業実績) (単価:円)

内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a)×(b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

注:上場馬の情報開示及び資質向上のための取組に必要な経費について計上すること。

カ その他、流通活性化計画に定めた上場馬の情報開示のための取組又は資質向上のための取組に対する助成に係る計画又は事業実績(該当する場合は記入のこと)  
(単位:円)

取組内容	開催市場名	奨励金支給件数 (a)	奨励金支給単価 (b)	事業費 (a)×(b)	備考 (経費単価について記載のこ と)
合計					

(注) 開催市場毎に記入のこと。

キ 添付資料

- (ア) 事業実施地区の位置図
- (イ) 奨励金単価決定根拠に関する資料
- (ウ) 奨励金支給規程(手続き)
- (エ) 流通活性化事業実施者の定款、規約、登記簿本等の写し
- (オ) 流通活性化計画の写し
- (カ) 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書
- (キ) その他協会が特に指定するもの

3 新規販路の開拓のための取組

(1) 新規販路の開拓のための取組の必要性(現状と課題を含む)

新規販路の開拓のための具体的な取組	取組の必要性(現状と課題を含む)

(注) 取組毎に記入のこと

(2) 新規販路の開拓のための取組計画

ア 国内の軽種馬取引市場に関する海外の購買者向けの広報活動計画又は事業実績(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

広報活動対象地域及び内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

イ 海外での新規購買者招致活動及び説明会の開催計画又は事業実績(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

招致活動・説明会開催対象地域及び内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

ウ 海外の軽種馬取引市場及び取引に関する調査計画又は事業実績(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

調査対象地域及び内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

エ 海外の競走馬取引関係者の招聘計画又は事業実績(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

招聘計画の具体的内容 (対象国、時期等)	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							



オ 海外での需要先を開拓するために必要な知見等を有する人材の活用計画又は事業実績(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

人材活用計画の具体的内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

カ その他新規販路の開拓に必要な取組計画又は事業実績(該当する場合は記入のこと)

(単価:円)

取組内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

キ 事務諸費(計画又は事業実績)

(単価:円)

内容	経費の内訳	員数 (a)	単価 (b)	事業費 (a) × (b)	負担区分		備考
					地全協 助成金	その他	
合計							

注: 新規販路の開拓の取組のために必要となる経費について計上すること。

ク 添付資料

- (ア) 新規販路開拓先に係る資料
- (イ) 新規販路の開拓のための取組に係る運営規程
- (ウ) 流通活性化事業実施者の定款、規約、登記謄本等の写し
- (エ) 流通活性化計画の写し
- (オ) 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書
- (カ) その他協会が特に指定するもの

- 4 その他流通活性化計画の実施のための取組に係る事業実施計画又は事業実績詳細  
1から3に準じて記入のこと。

第3 その他

協会から指示があれば記入のこと

別記2

器具機材・施設整備計画書

平成21年〇月

団体名：〇〇〇〇

1 軽種馬取引市場の情報発信のための取組

(1) 器具機材・施設の整備の必要性(現状と課題を含む)

導入・整備したい器具機材・施設	導入・整備の必要性(現状と改題を含む)

(注) 導入・整備したい器具機材・施設毎に記入のこと

(2) 器具機材・施設の規模・仕様決定根拠

ア 規模・仕様決定基礎

導入・整備したい器具機材・施設	規模・仕様決定根拠

(注) 1 導入・整備したい器具機材・施設毎に記入のこと  
2 規模・仕様決定基礎に必要な資料を添付すること。

イ 事業実施予定場所等

事業の内容(施設等名)	導入予定場所	面積(m <sup>2</sup> )	用地取得方法等	取得時期	備考

(注) 1 面積、用地取得方法等の欄には施設整備の場合のみ記載すること。  
2 用地取得方法等の欄には使用収益権の内容及びその取得期間を記載すること。

(3) 器具機材・施設の整備状況及び利用計画等

ア 既存の器具機材・施設の利用状況

(ア) 器具機材

(単価:円)

導入年度	事業等名	器具機材名	仕様	事業費

利用状況に関する説明

既存の器具機材	利用状況に関する説明

- (注) 1. 導入しようとする器具機材に関連する既存器具機材ごとに記入すること。  
 2. 「事業等名」の欄には、具体的な事業名、資金名、自費等を記載すること。  
 3. 「利用状況に関する説明」の欄には、既存の器具機材がありながら新設の器具機材を導入する理由を記述すること。

(イ) 施設

(単価:円)

整備年度	事業等名	面積	構造	事業費

利用状況に関する説明

既存の施設	利用状況に関する説明

- (注) 1. 整備しようとする施設に関連する既存施設ごとに記入すること。  
 2. 「事業等名」の欄には、具体的な事業名、資金名、自費等を記載すること。  
 3. 「利用状況に関する説明」の欄には、既存の施設がありながら施設整備する理由を記述すること。  
 4. 施設整備においては、既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

イ 器具機材・施設利用計画又は実績

(ア) 器具機材利用計画又は実績

(単価:円)

導入しようとする(又は導入した)器具機材の内容			単価	事業費	資金調達計画	
器具機材名称	仕様・規格・能力等	台数			地全協助成金	その他
合計						

- (注) 導入しようとする(又は導入した)器具機材ごとに記入すること。

具体的な利用計画

課題を解決するための取組内容			
成果目標			
目標数値	現状値	目標値	増減
目標数値決定根拠			

各年次計画又は実績

年度	利用計画又は実績
前年度 ( 年)	
初年度 ( 年)	
2年度 ( 年)	
3年度 ( 年)	
4年度 ( 年)	
5年度 ( 年)	

(注) 課題を解決するための取組内容について、目標達成のための各年次の利用計画又は実績を記述すること。

## (イ) 施設利用計画

(単価:円)

整備しようとする(整備した)施設の内容			単価	事業費	資金調達計画	
施設名称	面積	構造・規格等			地全協助成金	その他
合計						

(注) 整備しようとする(整備した)施設ごとに記入すること。

具体的な利用計画

課題を解決するための取組内容			
成果目標			
目標数値	現状値	目標値	増減
目標数値決定根拠			

各年次計画又は実績

年度	利用計画又は実績
前年度 ( 年)	
初年度 ( 年)	
2年度 ( 年)	
3年度 ( 年)	
4年度 ( 年)	
5年度 ( 年)	

(注) 課題を解決するための取組内容について、目標達成のための各年次の利用計画又は実績を記述すること。

(4) 器具機材・施設の貸付に関する計画

対象器具機材・施設名	貸付対象	貸付期間	管理の役割分担	備考

(5) 器具機材・施設の施工方法及び施工業者選定方法の計画

ア 器具機材の納入業者の選定方法

納入業者選定方法		
指名競争入札による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

- (注)
- 1 「納入業者選考方法」欄には、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを記入すること。
  - 2 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、その考え方を記すこと。
  - 3 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名を全て記入すること。
  - 4 「入札立会予定者」欄は、行政機関(都道府県及び市町村)から入札の立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入すること。
  - 5 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を記入すること。
  - 6 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入すること。
  - 7 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのか記入すること。

イ 施設の施工方法及び施工業者の選定方法

施工方法	代行施工業者選定方法	
	代行施工候補業者名	
	施工業者選定方法	
入札(競争見積)による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

- (注) 1 工種毎(土木工事、建築工事、製造請負工事等)で施工方法が異なる場合は、工種毎に区分して記入すること。なお、代行施工の場合は次の通りとする。  
 (1)「代行施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを記入すること。  
 (2)「代行施工候補業者名」の欄は、当該事業の計画策定時点における競争候補業者名を全て記入すること。  
 2 「施工方法」欄は、「直営施工」、「請負施工」、「委託施工」、「代行施工」のいずれかを記入する。  
 3 「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「代行施工における競争見積」、「随意契約」のいずれかを記入する。  
 4 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札又は代行施行による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、その考え方を記入すること。  
 5 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名を全て記入すること。  
 6 「入札立会予定者」欄は、行政機関(都道府県及び市町村)から入札の立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入すること。  
 7 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を記入すること。  
 8 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのか記入すること。  
 9 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入すること。

(7) 添付資料

ア 事業実施地区の位置図

イ 器具機材・施設の規模決定根拠資料

ウ 用地内における器具機材・施設等(個別)、平面図、設計図、事業の積算(概略設計)。見積書(2社以上)、導入機械施設のカタログ

エ 管理運営規程

オ 流通活性化事業実施者の定款、規約、登記謄本等の写し

カ 流通活性化計画の写し

キ 最近時点の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

ク 収支計画(理事長が別に定める様式のもの)

ケ その他協会が特に指定するもの



別紙様式 5-2 (第2章第5節第3の2関係)

番 号  
年 月 日

流通活性化事業実施者の長 殿

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○

○年度馬流通活性化事業に係る事業実施計画の承認及び助成金の交付決定について

○年○月○日付け●●第●●号をもって申請のあった平成○年度馬流通活性化事業に係る事業実施計画申請については、これを承認し、下記のとおり助成金○○○円の交付を決定したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第3の2の規定により通知します。

記

項 目	助成金の交付額	備 考
馬流通活性化事業	円	

別紙様式 5-3 (第2章第5節第3の3関係)

○年度 馬流通活性化事業実施計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
流通活性化事業実施者名  
代表者

○年○月○日付け○号をもって、事業計画等の承認及び助成金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第3の3の規定に基づき、申請します。

記

- (注) 記の記載様式は、別紙様式 5-1 (別記 1 及び 2 を含む) に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業目的」を「変更理由」と置き換え、事業計画等の承認及び助成金の交付決定の通知の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように変更部分を 2 段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

別紙様式 5-4 (第2章第5節第3の5の(1)関係)

○年度第○四半期 馬流通活性化事業助成金概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
流通活性化事業実施者名  
代表者

○年○月○日付け○号をもって、助成金の交付額の通知のあった事業について、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第3の5の(1)の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	○年度 総事業費 (円)	助成金交付 決定額 (円) (a)	既受領額 (円) (b)		今回請求額 (円) (c)		残 額 (a)-(b)+(c)		備 考
			金 額	出来高	金 額	○月○ 日まで 予定出 来高	金 額	○月○ 日まで 予定出 来高	
馬流通活性化事業									

事業完了予定： 〇〇年〇月〇日

別紙様式5-5 (第2章第5節第5の1の(1)関係)

○年度 馬流通活性化事業実績報告書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
流通活性化事業実施者名  
代表者

○○年度馬流通活性化事業に係る実績報告書を作成したので、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第5の1の(1)の規定により、下記のとおり報告します。

なお、  
既に交付を受けた助成金○○○円との差額○○○円の支払を請求します。  
既に交付を受けた助成金○○○円との差額○○○円については、●●の指示により、速やかに返還します。

記

1 助成金実績額

区 分	事業実績額	既助成金 交付額	精算払請求額 又は返還額※	備考
馬流通活性化事業	円	円	円	

※助成金の概算払請求又は返還がある場合に記載。

2 事業実績

別記のとおり。

3 事業完了

○○年○月○日

注1：別紙様式5-1（別記1及び2を含む）に準じ、その事業実績について記載するとともに、金額、員数等について実績値を用いること。

注2：添付すべきものとして、次に掲げるものとする。

- (1) 本事業で締結された契約書又は領収書の写し（施設整備、器具機材導入、委託、貸付、雇用等に関するもの）
- (2) 調査結果概要
- (3) 奨励金支給対象市場の市場成績

別紙様式 5-6 (第2章第5節第5の1の(3)関係)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
流通活性化事業実施者名  
代表者

○年○月○日付け○号をもって、助成金の交付額の通知のあった事業について、馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第5の1の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第5の2の助成金の額の確定額<br>( ○年○月○日付け○第○号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額   | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                                 | 金 | 円 |
| 4 助成金返還相当額(3-2)   | 金 | 円 |
| 5 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載<br>[                       |   | ] |
| 6 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載<br>[                             |   | ] |

※ 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙様式5-7-(1) (第2章第5節第2の1の(1)関係)

流通活性化計画の協議について

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地  
流通活性化事業実施者名  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業実施要領（平成21年5月29日21生畜第440号生産局長通知）第3の1の(3)の規定に基づき、流通活性化計画について協議いたしますので、審査方よろしく申し上げます。

## 別紙様式5-7-(1)の別添

### 流通活性化計画書（記載例）

#### I 流通活性化事業実施地域の概況及び現状

- 1 位置・範囲
- 2 地勢
- 3 気象条件
- 4 地域の人口構成及び産業構造
- 5 軽種馬に関する概況
  - (1) 軽種馬生産者数の推移
  - (2) 軽種馬飼養頭数の推移
  - (3) 軽種馬取引市場上場頭数・取扱高の推移
  - (4) 売買価格の推移
  - (5) 市場参加者数の推移
- 6 その他  
特記すべき事項が他にあれば、適宜追加すること。

#### II 流通活性化事業実施地域の課題

軽種馬需要が停滞し、販売頭数・価格が伸び悩んでいる観点から、課題について記述すること。

#### III 課題解決のための流通活性化計画の基本的な考え方

課題解決のための基本的な考え方を整理すること。

#### IV 流通活性化計画の目標及び期間

- 1 流通活性化計画の目標  
(例) 上場頭数増加率〇%、市場参加者増加率〇%
- 2 流通活性化計画の期間  
平成24年度以降（事業終了後）の計画を定める場合は記載のこと。

#### V 流通活性化計画の目標達成のために必要な取組

- 1 購買者に向けた情報の発信
- 2 軽種馬取引市場上場馬の質の向上
- 3 軽種馬取引市場運営の効率化
- 4 軽種馬取引市場への上場頭数増加
- 5 軽種馬取引市場への来場者数増加
- 6 軽種馬取引慣行の改善
- 7 軽種馬需要と販路の確保
- 8 その他

流通活性化計画の目標達成のために必要な各取組の概要を(1)馬流通活性化事業での取組内容、(2)馬流通活性化事業以外での取組内容に分けて記述すること。また、例示した取組以外に他に取組があれば、適宜追加すること。なお、流通活性化計画に基づく取組の方針、内容及び各年次計画については別表に整理すること。

#### VI 流通活性化計画の実施のための推進体制

#### VII その他特記事項



別表

流通活性化計画工程表(記載例①)

	項目	現状	目標	取組内容	平成21年度 年次計画	平成22年度 年次計画	平成23年度 年次計画	平成24年度以降の計画
馬 流 通 活 性 化 事 業 に お け る 取 組	1 軽種馬取引市場の情報発信のための取組							
	ア インターネットを通じた軽種馬取引市場の開催情報、上場馬の映像等の動画情報等を配信するために必要な器具機材等の整備	〇〇	●●					
	イ その他軽種馬取引市場の情報発信に必要な取組	〇〇	●●					
	2 上場馬の情報開示のための取組							
	ア 上場馬の馬体検査の結果の公開を推進するための奨励金の交付	〇〇	●●					
	イ その他	〇〇	●●					
	3 上場馬の資質向上のための取組							
	ア 1歳馬市場に上場するための1歳馬に対するせり馴致を推進するための奨励金の交付	〇〇	●●					
	イ 2歳馬市場に上場するための2歳馬に対する育成調教を推進するための奨励金の交付	〇〇	●●					
	ウ その他	〇〇	●●					
	4 新規販路の開拓のための取組							
	ア …	〇〇	●●					
	イ …	〇〇	●●					
	5 その他流通活性化計画の実施のための取組							
ア …	〇〇	●●						
イ …	〇〇	●●						

流通活性化計画工程表(記載例②)

	項目	現状	目標	取組内容	平成21年度 年次計画	平成22年度 年次計画	平成23年度 年次計画	平成24年度以降の計画
馬 流 通 活 性 化 事 業 以 外 の 取 組	1 購買者に向けた情報の発信							
	ア …	〇〇	●●					
	イ …	〇〇	●●					
	2 軽種馬取引市場上場馬の質の向上							
	ア …	〇〇	●●					
	イ …	〇〇	●●					
	3 軽種馬取引市場運営の効率化							
	ア …	〇〇	●●					
	イ …	〇〇	●●					
	4 軽種馬取引市場への上場頭数増加							
	ア …	〇〇	●●					
	イ …	〇〇	●●					
	5 軽種馬取引市場への来場者数増加							
	ア …	〇〇	●●					
	イ …	〇〇	●●					
	6 軽種馬取引慣行の改善							
ア …	〇〇	●●						
イ …	〇〇	●●						
7 軽種馬需要と販路の確保								
ア …	〇〇	●●						
イ …	〇〇	●●						
8 その他の取組								
ア …	〇〇	●●						
イ …	〇〇	●●						

(注)他事業を活用の場合はその事業名及び補助元を記載のこと

別紙様式5-7-(2) (第2章第5節第2の1の(1)関係)

流通活性化計画の提出について

番 号  
年 月 日

地方競馬全国協会  
理事長 ○○○○ 殿

所在地  
流通活性化事業実施者名  
代表者

馬産地再活性化緊急対策事業業務規程第2章第5節第2の1の(1)の規定に基づき、  
流通活性化計画について提出いたしますので、ご査収下さい。

附 則

この業務規程は、農林水産省生産局長の承認のあった日（平成21年8月10日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産省生産局長に承認された日（平成22年1月7日）から施行する。

附 則（平成24年3月13日）

この業務規程の変更は、農林水産省生産局長の承認のあった日（平成24年3月13日）から施行する。

附 則（平成24年6月5日）

この業務規程の変更は、農林水産省生産局長の承認のあった日（平成24年6月5日）から施行する。

附 則（平成25年3月15日）

この改正は、農林水産省生産局長の承認のあった日（平成25年3月15日）から施行する。

附 則（平成26年3月11日）

この改正は、農林水産省生産局長の承認のあった日（平成26年3月11日）から施行する。

附 則

この業務規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、農林水産省生産局長の承認のあった日（令和3年3月29日）から施行する。

2 この改正の実施の際現に提出され、又は存するこの改正による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により提出又は存する書類は、この改正による改正後の様式によるものとみなす。

3 この改正の実施の際現に存する旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。